

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月29日

【事業年度】 第21期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社ゼネラル・オイスター

【英訳名】 General Oyster, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 秀則

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

【電話番号】 03-6667-6606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 芝田 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

【電話番号】 03-6667-6606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 芝田 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	3,868,248	3,854,348	3,706,989	3,579,252	2,338,795
経常損失( ) (千円)	475,079	173,752	18,441	157,131	367,145
親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	744,051	293,864	269,680	106,971	641,485
包括利益 (千円)	772,356	333,494	293,401	142,255	658,049
純資産額 (千円)	123,158	601,994	315,500	272,416	116,193
総資産額 (千円)	2,324,274	2,430,443	1,765,993	1,565,850	1,516,833
1株当たり純資産額 (円)	13.59	180.04	83.03	76.66	48.25
1株当たり当期純損失金額( ) (円)	480.04	174.55	98.00	38.50	218.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	0.9	20.3	12.9	13.9	10.1
自己資本利益率 (%)	226.1	124.3	74.6	47.9	1,963.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	320,129	95,919	77,833	37,886	305,507
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	548,540	121,192	72,722	7,057	6,771
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	528,642	353,516	157,586	36,953	729,715
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	60,968	439,758	131,616	123,626	541,063
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	121 〔268〕	109 〔259〕	104 〔242〕	111 〔165〕	114 〔109〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第17期、第18期、第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第17期、第18期、第19期、第20期及び第21期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であります。

5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	343,000	260,004	312,852	412,873	280,627
経常利益又は経常損失( ) (千円)	44,263	124,500	43,475	2,243	19,360
当期純損失( ) (千円)	680,751	240,284	991,009	86,400	185,681
資本金 (千円)	353,444	758,203	760,253	808,381	943,901
発行済株式総数 (株)	1,571,800	2,745,200	2,753,400	2,842,200	3,162,200
純資産額 (千円)	51,547	623,592	360,509	347,738	263,979
総資産額 (千円)	1,862,178	2,138,243	1,403,738	1,668,572	1,683,230
1株当たり純資産額 (円)	30.97	225.07	134.06	126.40	86.62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 金額( ) (円)	439.21	142.72	360.13	31.09	63.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.6	28.9	26.3	21.5	16.3
自己資本利益率 (%)	180.3	72.1	796.8	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	20 〔-〕	20 〔-〕	17 〔6〕	16 〔9〕	12 〔2〕
株主総利回り (比較指標：東京マザーズ指 数) (%)	64.3 (104.9)	64.2 (118.2)	50.7 (93.6)	40.8 (60.7)	43.0 (117.9)
最高株価 (円)	2,175	1,652	1,505	1,288	1,185
最低株価 (円)	1,361	840	801	751	675

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第17期、第18期、第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第20期及び第21期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。

4. 第17期、第18期、第19期、第20期及び第21期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 第17期における売上高等の大幅な減少は、2016年4月1日付で持株会社体制へ移行し、当社の「店舗事業」を会社分割により、当社の100%子会社である「株式会社ヒューマンウェブ」及び「株式会社ジーオー・ストア」に承継させたことによるものであります。

6. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を含む。)であります。

7. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。

(最近5年間の株主総利回りの推移)

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
期末日株価(終値)(円)	1,401	1,400	1,105	889	937
1株当たり配当(短年)(円)					
1株当たり配当累計(円)					
+	1,401	1,400	1,105	889	937
株主総利回り(%)	64.3	64.2	50.7	40.8	43.0
提出会社が選択する株価指数	1,070.9	1,206.2	955.8	620.2	1,203.3
株価指数における総利回り(%)	104.9	118.2	93.6	60.7	117.9

(注) 提出会社が選択する株価指数として、東京マザーズ指数を選択しております。

(最近5年間の事業年度別最高・最低株価)

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
最高(円)	2,175	1,652	1,505	1,288	1,185
最低(円)	1,361	840	801	751	675

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

## 2 【沿革】

年 月	変 遷 の 内 容
2000年4月	株式会社ヒューマンウェブ（資本金1,600万円、東京都港区南青山）を設立
2001年9月	1号店「ウォーターグリル・オイスターバー」赤坂店オープン（2006年7月閉店）
2002年11月	「ガンボ&オイスターバー」新宿マイシティ店（現新宿ルミネエスト店）オープン 当社の主力ブランドとして出店開始
2004年8月	本社を東京都港区南青山から東京都千代田区永田町に移転
2006年8月	新ブランド「キンカウーカ グリル&オイスターバー」横浜ベイクォーター店オープン
2006年11月	新ブランド「フィッシュ&オイスターバー」福岡キャナル店オープン
2007年2月	牡蠣愛好家の会員制度 オイスター・ピース・クラブ（以下、「OPC」ということがあります。）がスタート
2007年9月	広島県呉市に物流機能を備えた浄化センターである「株式会社日本かきセンター」（現連結子会社）を設立
2007年11月	「ガンボ&オイスターバー」新宿マイシティ店を増床リニューアル
2008年4月	子会社 株式会社日本かきセンターにて一般飲食店向けの卸売事業を本格開始
2009年7月	OPC会員が1万人突破
2010年4月	新ブランド「シュリンプ&オイスターバー」横浜モアーズ店オープン
2010年9月	百貨店向け新ブランド「シュリンプ&オイスターハウス」池袋西武店オープン
2011年2月	本社を東京都千代田区永田町から東京都中央区京橋に移転 OPC会員が10万人突破
2011年3月	駅立地に対応した新ブランド「ステーションオイスターバー」博多駅店オープン
2012年8月	新ブランド「オイスターテーブル」銀座コリドー店オープン
2012年11月	OPC会員が20万人突破
2013年3月	「ガンボ&オイスターバー」名古屋ラシック店を増床リニューアルのうえ、新ブランド「オイスタールーム」名古屋ラシック店オープン 株式会社中尾水産（愛媛県南宇和郡愛南町）と牡蠣の種苗技術について資本業務提携を締結
2014年3月	愛媛県南宇和郡愛南町に岩牡蠣の種苗生産を目的とした株式会社中尾水産テクノロジー（現連結子会社）を設立 本社を東京都中央区京橋から東京都中央区日本橋茅場町に移転
2014年8月	富山県下新川郡入善町において、第2浄化センターを開設
2014年9月	子会社 株式会社日本かきセンターの本社を広島県呉市から富山県下新川郡入善町に移転 OPC会員が30万人突破
2014年11月	新ブランド「ザ・カーブ・ド・オイスター」オープン
2014年12月	新ブランド「キンカウーカ スペシャルティオイスター」小田急町田店オープン

年 月	変 遷 の 内 容
2015年 3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2015年 8月	ヴィレッジ事業第1弾となる「入善牡蠣ノ星」を富山県下新川郡入善町の第2浄化センターに併設する形でオープン
2015年12月	持株会社体制へ移行するため、ヒューマンウェブ分割準備株式会社、ジーオー・ストア分割準備株式会社、ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社、ジーオー・ファーム分割準備株式会社、株式会社日本かきセンターひろしまを設立
2016年 2月	当社六次産業化（注）に向けた二次産業の加工事業拠点として、岩手県大槌町の加工事業拠点が「大槌町水産業共同利用施設復興整備事業」の補助金交付決定を受ける
2016年 3月	新ブランド「ザ・スチーム シーフードポット&オイスター」仙台店オープン
2016年 4月	持株会社体制へ移行し、株式会社ヒューマンウェブから株式会社ゼネラル・オイスターへ商号変更 株式会社日本かきセンターが株式会社海洋深層水かきセンター（現連結子会社）に商号変更 株式会社中尾水産テクノロジーが株式会社ジーオーシード（現連結子会社）に商号変更 ヒューマンウェブ分割準備株式会社を株式会社ヒューマンウェブ（現連結子会社）に商号変更 ジーオー・ストア分割準備株式会社を株式会社ジーオー・ストア（現連結子会社）に商号変更 ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ分割準備株式会社を株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ（現連結子会社）に商号変更 ジーオー・ファーム分割準備株式会社を株式会社ジーオー・ファーム（現連結子会社）に商号変更 株式会社日本かきセンターひろしまを株式会社日本かきセンター（現連結子会社）に商号変更 新ブランド「ウォーターグリルキッチン」KITTE博多店オープン
2016年 9月	広島県呉市の第1浄化センターを富山県下新川郡入善町の第2浄化センターに統合
2017年 3月	当社六次産業化（注）に向けた二次産業の加工事業拠点として、岩手県大槌町の加工事業拠点が「大槌町水産業共同利用施設復興整備事業」の補助金確定通知を受ける
2017年 4月	新ブランド「エミット フィッシュバー」GINZA SIX店オープン
2017年 5月	岩手県大槌町の加工工場が稼働
2017年11月	「牡蠣の蓄養方法」で特許権取得（特許第6240037号）
2018年 1月	「カキの陸上養殖方法」で特許権取得（特許第6267810号）
2018年 2月	TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合を引受先とする第三者割当増資実施
2019年 1月	「カキの保存方法」で特許権取得（特許第6468812号）
2019年 7月	新ブランド「レカイエ オイスターバー」JR博多シティ店リニューアルオープン
2020年 8月	自社ECサイト「eOyster」（牡蠣通販）を開設
2021年 5月	岩手県大槌町の加工工場において、海産物の加工製造に関する受託事業を開始

（注）六次産業化とは、一次産業である牡蠣の生産事業、二次産業である牡蠣の加工事業、三次産業である牡蠣の卸売・小売販売事業を一貫して行う産業化のことであり、一次、二次、三次を乗じて六次産業と総称しておりません。

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社、100%出資子会社の株式会社ヒューマンウェブ、株式会社ジーオー・ストア、株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ、株式会社海洋深層水かきセンター、株式会社日本かきセンター及び株式会社ジーオーシード、52.5%出資子会社の株式会社ジーオー・ファームの8社で構成され、牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）を運営する店舗事業と、安全性の高い牡蠣の生産研究、産地の開拓、牡蠣の安定供給を目的として、牡蠣の卸売事業を展開しております。

当社グループは、店舗事業を通じて安全安心な牡蠣を提供しております。卸売事業においては、牡蠣を安全に提供するため、厚生労働省の定める保菌基準をさらに下回る当社グループ独自の基準を定め、この基準をクリアするため、独自の浄化工程を実施しております。この安全への取り組みは、当社グループだけでなく、牡蠣生産者のご理解、ご協力もいただくことで、より盤石なものとなり、安全かつ安心な牡蠣を消費者に提供することを可能としております。このような取り組みを行う当社グループが提供する安全安心な牡蠣を召し上がっていただくことで、古来より伝わる日本の伝統食材である牡蠣がより多くの人々に親しまれることを目指しております。

#### （1）店舗事業

当事業では、国内最大級のオイスターバーチェーンとして、東京を中心とした首都圏の百貨店や商業施設を軸に「ガンボ&オイスターバー」をはじめとする複数の当社ブランドによる飲食店舗の運営を行っております。

オイスターバーは、牡蠣を生で食するスタイルが中心となっております。そのため、当社の店舗では、海域の特性により産地毎、季節毎で風味や味わいが違うという特性を生かし、複数産地の生牡蠣を盛り合わせた「オイスタープレート」をメインとして提供しております。また、外食の非日常性という点から、焼き・蒸し等の方法により普段家庭では経験し難い新しい牡蠣の食し方の提案を行っており、外食ならではの体験ができる場としてお客様にご利用頂けるよう、こだわりを持ったメニュー、空間演出を心掛けた店舗展開を行っております。

また、当事業では、顧客の再来店（リピート率の向上）を促す施策として、オイスター・ピース・クラブという会員制度を導入しております。2016年4月からはアプリを導入し、2020年12月からはチャージ機能を追加する等、会員数増加とリピート率の向上に向けて活動しております。

富山県下新川郡入善町において、その清浄性に着目して海洋深層水(注)を利用した浄化センターを稼動しております。店舗では、海洋深層水で浄化された清浄性の高い牡蠣を提供しております。

上記の施策を実施する店舗として、2021年3月31日現在、東北地区（宮城）1店舗、北陸地区（富山）1店舗、関東地区（東京、神奈川、千葉、茨城）16店舗、中部地区（名古屋）1店舗、関西地区（大阪、神戸）5店舗、九州地区（福岡）2店舗の計26店舗を立地、顧客特性に応じてブランドを分けて展開しております。

(注)海洋深層水とは、深度200メートル以深の海水であります。生活排水が流入しないこと及び太陽光が届かず光合成が行われなため植物プランクトンが活動を休止すること等から、雑菌が表層水の1,000分の1以下という清浄性を有します。

#### （2）卸売事業

2006年末から2007年初めにかけてノロウイルスによる食中毒報道が数多く取り沙汰され、また、その原因の多くが牡蠣であるかのような報道もあり、この風評被害の影響は甚大でありました。そこで、当社グループでは安全と安心は自社で確立するものと考え、自社で安全に対するトレーサビリティを確立するため、牡蠣の安全管理・集荷・出荷の施設である、株式会社日本かきセンター(現 株式会社海洋深層水かきセンター)を2007年9月広島県呉市に設立し、第1浄化センターを開設しました。なお、2014年8月には富山県下新川郡入善町に第2浄化センターを開設しましたが、2016年9月には、事業の集約化・効率化の観点から、広島の浄化センターを富山の浄化センターに統合しております。

当事業では、自社で安全性を確保するために確立した浄化・検査体制を整えるとともに、店舗事業における牡蠣消費量を背景とした集中購買を全国各地の牡蠣生産者から実施しております。これらの取り組みにより、安全、高品質な牡蠣を当社グループ店舗に提供するとともに、グループ外の飲食店舗に対して卸売しております。

(3) その他

下記の事業を「その他」としております。

イベント事業は、浄化センター、加工工場及び陸上養殖の所在エリアで、地方創生を目的とした牡蠣に関わるイベントを通じて、全国からの新鮮な牡蠣の提供を行っております。

EC(通販)事業は、販売チャネルの拡大を目的に、2020年8月に開始しました。生牡蠣や牡蠣フライに加え、オリジナルのワインや日本酒の取り扱いも行っております。

(4) 当社の牡蠣の安全性を担保する検査体制

当社で取り扱う牡蠣は、幾重ものチェック工程を経て、はじめて流通ルートに乗っております。具体的には、以下の施策を実施しております。

産地段階での一次検査

生食用の牡蠣として厚生労働省が指定している保菌基準を下回る牡蠣のみを仕入れております。

当社グループ集荷施設(浄化センター)での浄化

富山の浄化センターで、海洋深層水で満たされた水槽内で牡蠣を蓄養し、牡蠣自体の生態活動の結果により、厚生労働省の指定する基準よりも厳しく規定している自社基準をクリアする生食用の牡蠣に仕上げしております。

当社グループ二次検査

出荷前に 一次検査の基準である厚生労働省が指定している保菌基準を下回る基準として当社グループが定めた基準により再検査を行っております。厚生労働省の指定する基準と当社グループの定める自社基準との差は以下のとおりとなっております。

(厚生労働省の指定する基準との比較)

検査項目	厚生労働省基準	自社基準
一般細菌数	50,000/g 以下	15,000/g 以下
大腸菌群(E.coli)	230/100g 以下	130/100g 以下
腸炎ピブリオ	100/g 以下	10/g 以下
ノロウイルス(注1)	10コピー未満(陰性)(注2)	UD(Undetermined) 検出されず

(出所：食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号))

(注) 1. ノロウイルスは、食品衛生法で定められていない自主検査です。厚生労働省のガイドラインでは、10コピー未満が陰性、10コピー以上が陽性です。

2. コピーとは、ノロウイルス量の単位であります。

当社グループの提供する牡蠣は、これらの浄化、検査工程における基準を全て通過したうえで出荷されております。また、海域の細菌やウイルス状況を監視するため、産地毎の降雨量、海水温度などを毎日収集して、当社グループが長年培ったノウハウにより、これらを分析してリスク回避と事前のアラームで警告する体制を整えております。

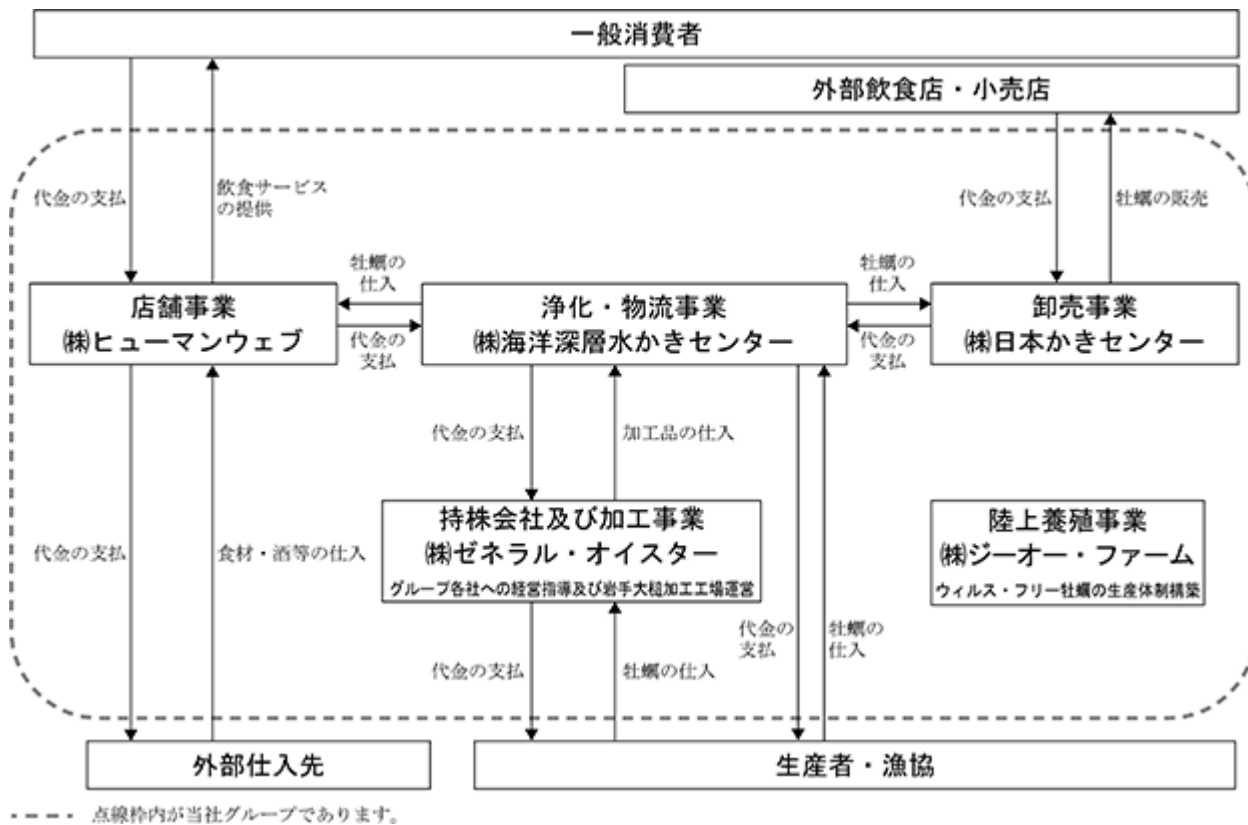
2016年4月1日より、会社分割の方式で持株会社体制に移行し、当社は株式会社ゼネラル・オイスターに商号変更を行っております。株式会社日本かきセンターは、株式会社海洋深層水かきセンターへ商号変更を行い、新設子会社に卸売事業を事業譲渡しております。また株式会社中尾水産テクノロジーは、株式会社ジーオーシードへ商号変更を行っております。2017年3月に岩手大槌の加工工場における「大槌町水産業共同利用施設復興整備事業」の補助金が確定いたしました。加工事業は補助金申請主体である株式会社ゼネラル・オイスターが運営を行うこととなります。

連結子会社の概要及び事業系統図は、次のとおりであります。

事業の内容	会社名
店舗事業 卸売事業 浄化・物流事業 陸上養殖事業 持株会社及び加工事業	株式会社ヒューマンウェブ 株式会社日本かきセンター 株式会社海洋深層水かきセンター 株式会社ジーオー・ファーム 株式会社ゼネラル・オイスター



[事業系統図]



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社ヒューマンウェブ (注) 4	東京都中央区 日本橋茅場町	10,000	店舗事業	100	役員の兼任 債務被保証
株式会社ジーオー・ファーム	沖縄県島尻郡 久米島町	10,000	陸上養殖事業	52.5	役員の兼任 債務被保証
株式会社海洋深層水かきセンター(注) 2	富山県下新川郡 入善町	10,000	店舗事業 浄化・物流事業	100	役員の兼任 債務保証 債務被保証
株式会社日本かきセンター (注) 5	東京都中央区 日本橋茅場町	10,000	卸売事業	100	役員の兼任 債務被保証
株式会社ジーオー・ストア (注) 6	東京都中央区 日本橋茅場町	10,000	休眠会社	100	役員の兼任 債務被保証
株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ(注) 7	岩手県上閉伊郡 大槌町	10,000	休眠会社	100	役員の兼任 債務被保証
株式会社ジーオーシード (注) 8	愛媛県南宇和郡 愛南町	10,000	休眠会社	100	役員の兼任
(その他の関係会社)					
株式会社ネクスタ	東京都千代田区 内神田	9,900	有価証券の投資、保有、 運用及び売買	被保有 23.4	資本提携 役員の兼任 (注) 9

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社ヒューマンウェブについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。また、同社は債務超過会社であります。

主要な損益情報等	(1) 売上高	2,083,557千円
	(2) 経常損失	247,710千円
	(3) 当期純損失	158,226千円
	(4) 純資産額	995,617千円
	(5) 総資産額	1,177,124千円

5. 債務超過会社であり、2021年3月31日現在で債務超過額は 23,255千円であります。

6. 債務超過会社であり、2021年3月31日現在で債務超過額は 298,679千円であります。

7. 債務超過会社であり、2021年3月31日現在で債務超過額は 25,051千円であります。

8. 債務超過会社であり、2021年3月31日現在で債務超過額は 113,509千円であります。

9. 2021年6月29日開催予定の第21回定時株主総会が承認された場合、2名派遣されることになります。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
店舗事業	87〔105〕
卸売事業	4〔 〕
その他	1〔 〕
全社(共通)	22〔 4〕
合計	114〔109〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、株式会社ゼネラル・オイスター、株式会社海洋深層水かきセンター及び株式会社ジーオー・ファームに所属しているものであります。

## (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12〔2〕	47.2	7.0	4,306

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	1〔0〕
全社(共通)	11〔2〕
合計	12〔2〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を含む。)であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が当事業年度末までの1年間において、従業員数3名減少し、臨時従業員数8名減少しているが、その主な理由は、大槌工場の稼働抑制によるものとなります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積もりが必要になる事項については、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っておりますが、見積もりは不確実性をともなうため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

当社連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況及び当該経営成績等に関する経営者の視点による認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

外食業界の市場規模は今後も大きな伸びは期待できない状況が続くものと見られ、加えて顧客嗜好の多様化が進み、今後ますます企業間の競争は激しくなると認識しております。

当社グループは、第一次産業から第三次産業までの領域で牡蠣の高付加価値化を図り、新しい牡蠣を通じた食文化の創造を目指しております。

経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や営業時間短縮要請が断続的に発生しており、厳しい状況が継続しております。当社グループにおきましても、新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受けております。特に、2020年12月以降は、政府・自治体からの営業時間短縮等の要請が継続しており、店舗事業の集客に大きな影響を受けております。今後は、新型コロナワクチンの接種等が進むことで、収束することが見込まれますが、当面は厳しい経営環境が続くことが想定されております。

このような経営環境のもと、下記に掲げる事項を、対処すべき重要な課題としており、課題解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

#### (1) 店舗事業について

新コストコントロールを効かせたwithコロナの経営スタイルに努めます。

売上面につきましては、販売促進活動の更なる強化に加え、店舗メニューの戦略的見直しにより、客単価増加に努めます。また、AIによる電話予約対応を開始し、予約システムを更に強化することで、客数の増加にも努めます。

コスト面につきましては、グループの安心安全のプラットフォームを維持・改善した上で、原価低減を行っていきます。また、コロナ禍の営業体制下では、効率的なシフト管理を徹底し、引き続き人件費を抑制した運営を行います。また、withコロナの店舗運営の体制構築に向けて、QRコードによるオーダーシステムや配膳・運搬ロボットを一部店舗で導入しております。店舗の業務効率化だけでなく、非接触型の店舗運営で、顧客満足度の向上にも努めてまいります。

#### (2) 卸売事業及び加工事業について

グループの持つ、安心安全のプラットフォームの高付加価値を活かし、国内販売に関しては、営業力強化、取引先開拓、取引顧客数拡大と、取り扱い高増加に努めていきます。

また、アジアを中心とした海外販売に関しては、レストランだけでなく、巣ごもり需要のニーズが高まり、高級スーパーでの販売数もコロナ禍で伸びており、更に取引高を増加させるべく、様々な販路拡大に努め、収益力向上を目指します。

#### (3) そのほか(陸上養殖事業)について

沖縄の陸上養殖については、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。

岩手の加工工場につきましては、直営店舗向けの牡蠣フライなどの加工製造を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、店舗事業の売上減少により、稼働を大幅に抑制しておりました。そんな中、加工工場の有効活用を模索していたところ、品質面を含め、安定した委託先を探していた総合商社様の要望に合致し、当社加工工場において、海産物の加工製造受託業務に係る取引条件の合意に至ることができました。今後は、新たに海産物における受託事業を開始することになり、更なる収益力の強化につなげていきます。

また、牡蠣の販売チャネルを拡大させるべく、EC通販サイトを立ち上げましたが、順調にリピーター数も増加して

おり、販売量も拡大してきました。今後もSNSなどを通じたマーケティングを強化し、収益拡大に努めてまいります。

(4) 人材の確保と育成及び定着化について

当社は、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保と育成及び定着化が今後の当社の成長にあたって不可欠であると認識しております。今までの即戦力となる中途採用に加え、将来の幹部人材の早期育成の為、若手採用も強化してまいります。

また、今後、国内外の環境が大きく変化する中、高い専門性を持ち、様々な課題に対処し、進化させることができる人材育成及び確保が必須と認識しております。引き続き従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、さらに福利厚生を充実させた人事制度の刷新に取り組むことで、働き甲斐がある制度作りを進める方針であります。

(5) 衛生管理の強化、徹底について

当社グループは、各店舗、各センターや拠点では、衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底を行っております。また、定期的に本社衛生管理部門の人員による抜き打ち監査や外部検査機関による検査、さらにノロウイルス検査に関しては、当社浄化センターへの牡蠣の入荷時及び出荷時における二重検査を行っております。今後も、全従業員の健康管理に努め、お客様、お取引先様に安心・安全に利用していただけるよう、法改正等に対応しながら更なる衛生管理体制の強化を行っていく方針です。

(6) 内部統制の強化について

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査等委員会の監査並びに監査法人による監査との連携を強化するほか、全従業員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針です。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下のとおり記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経済状況の変化について

当社グループは、牡蠣を主体とするレストランであるオイスターバーの店舗事業を中心に展開しており、日本国内の景気変動の影響等が、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。特に、消費税の増税等に起因する個人消費の減速、原材料価格・人件費・賃料・水道光熱費・物流費等の上昇が、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### (2) 各種法的規制について

#### 食品衛生管理について

当社グループは、店舗事業につきましては、「食品衛生法」に基づき、所管保健所より飲食店営業許可を受けて、全ての店舗に食品衛生責任者を配置しております。衛生管理マニュアルに基づき厳格な衛生管理と品質管理を徹底しておりますが、食中毒などの衛生問題が発生した場合には、食材等の廃棄処分、営業許可の取消し、営業の禁止もしくは一定期間の営業停止処分、被害者からの損害賠償請求等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

卸売事業につきましては、「食品衛生法」に基づき、所管保健所より魚介類販売許可を受けて、直営店舗及び一般飲食店への卸売販売を行っております。同免許は、子会社である株式会社海洋深層水かきセンターの富山入善センターで取得しておりますが、万一許可が取り消された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 労働関連法令について

当社グループは、店舗や浄化センターにおいて多数の短期間労働者を雇用しておりますが、これら短時間労働者の厚生年金などの社会保険適用範囲の拡大実施により、当社グループの社会保険料負担が増大すること等によって当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### (3) 主要食材（牡蠣）への依存について

当社グループは、主力食材を牡蠣という特定食材に依存し、かつ、生牡蠣がメインとなるオイスターバー店舗の売上構成比が高い状況にあります。したがって、ノロウイルス等の疫病発生、食品衛生問題等によるブランド毀損、風評被害による消費控えなどの変化が発生した場合、牡蠣の販売数量低下により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 出退店政策について

当社グループは、直営店舗による店舗展開を行っており、2021年3月31日現在、26店舗の営業を行っております。出店は高い集客が見込める都心部、主要ターミナル駅周辺にて実施しておりますが、新規出店におきましては、立地条件、賃貸条件、店舗の採算性などを勘案して出店を決定しているため、すべての条件に合致する物件が確保できない可能性があります。また、出店にかかわる賃貸借契約のほとんどが定期建物賃貸借契約となっており、採算性が確保されている店舗につきましても、期間満了により退店する可能性があります。店舗採算が不採算による退店を含めて、退店の際には減損損失の計上、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 差入敷金について

当社グループの店舗は賃借により出店等を行うことを基本方針としており、全ての店舗において敷金を差し入れております。この敷金は、退店時には貸主から返還されることとなっておりますが、貸主の財政状態の悪化等により、差入敷金の一部又は全部が返還されない場合があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 減損損失について

当社グループは、今後とも収益性の向上に努める所存であります。店舗業績の不振や加工食品の販売不振等により、固定資産の減損会計による損失を計上することとなった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特に、加工工場については、取引先と合意した条件をもとに算出した海産物の取引数量を前提に、保守的かつ最善の見積もりを実施しております。しかしながら、新型コロナウイルスの変異等による影響の長期化、または自然災害等による海産物への甚大な被害が発生した場合、見積りに用いた仮定と相違する可能性が存在するため、将来において追加の減損損失を計上しなければならないという不確実性が存在しております。

(7) 特定仕入先への依存について

当社グループは、主要食材である牡蠣について、全国各地の生産者・漁協から直接仕入を行っております。当社グループとしましては、高品質の牡蠣の仕入が継続してできるよう生産者と一体となった養殖に取り組み、リスク分散を図っていく方針であります。しかしながら、天候不順をはじめ、海域の汚染状況など自然環境の悪化などにより、必要な牡蠣が十分に確保できなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の確保及び育成について

当社グループは、優秀な人材の継続的な確保が重要な経営課題であります。このため、当社グループは、採用の仕組みを整え人材確保に努めるとともに、教育による育成を行っております。しかしながら、十分な人材の確保及び育成ができない場合、新規事業開発の遅れ、店舗での接客サービスの低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 新規事業の展開について

当社グループは、店舗事業が主力ですが、牡蠣という食材の六次産業化を目指し収入源の多チャンネル化を図るため、生産及び加工に係る新規事業を展開しております。生産におきましては、沖縄県久米島町における海洋深層水を利用したウィルスフリー牡蠣の生産を、加工におきましては、岩手県大槌町において牡蠣の加工食品を製造する工場が稼働させ早期の収益化を目指しております。しかしながら、計画通りに進捗しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 商標管理について

当社グループは、「ガンボ&オイスターバー」、「オイスターテーブル」などの複数の店舗ブランドをはじめとする商標権の登録を行っております。当社グループが保有する商標について、第三者の商標権等を侵害している事実はありませんが、第三者の商標権を侵害していると認定され、その結果、使用差し止め、使用料、損害賠償等の支払いを請求された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (11) 個人情報の保護について

当社グループは、店舗事業において会員向けポイント還元やイベントなどを行い、会員の個人情報をデータとして蓄積しております。これらの情報については、「個人情報保護に関する法律」を遵守すべく、データへのアクセス制限や外部からの侵入を防止するための方策をとっております。また、「個人情報保護方針」や「個人情報管理規程」を制定し、個人情報を取り扱う関係者に対して情報漏洩防止の徹底を啓蒙しております。

しかしながら、内部管理体制の問題や外部からの侵入により、これらの情報が漏洩した場合には、信用低下や損害賠償等によって当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (12) 売上高の季節変動について

当社グループは、牡蠣を主食材とする店舗事業及び卸売事業を展開しており、食材に対する消費者の認識上、冬場である11月から3月に売上が偏重する傾向にあります。また、仕入原価も需給バランスが落ち着く冬場の方が低減されることから、損益面でも下半期に大きく偏重する傾向にあります。

当社グループとしましては、夏場における岩牡蠣など、旬の牡蠣による新しい食べ方提案などにより需要の掘り起こしを図るとともに、加工事業などにより外食市場以外での収入源を確保することで、年間を通じて売上の平準化を目指していく方針としております。

なお、2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等による影響が大きいものであったため、売上の季節変動が抑制されております。

第21期（2021年3月期）における当社グループの四半期別売上高及び営業損失の構成は次のとおりであります。

区分	売上高(千円)	構成比(%)	営業利益又は 営業損失(千円)	構成比(%)
第1四半期	231,507	9.90	213,507	59.44
第2四半期	673,175	28.78	76,055	21.17
上期合計	904,682	38.68	289,563	80.61
第3四半期	874,116	37.37	30,767	8.57
第4四半期	559,997	23.94	100,419	27.96
下期合計	1,434,113	61.32	69,652	19.39
通期合計	2,338,795	100.00	359,215	100.00

## (13) 自然災害等について

当社グループの26店舗は、全国に展開しておりますが、このうち16店舗を関東エリアで展開しております（2021年3月31日現在）。したがって、地震・台風などの自然災害や大雪などの局地的な気象状況の影響により、店舗の営業休止や縮小等が生じた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、上記の自然災害に起因して、電力・ガス・水道等の使用の制限、消費者の消費意欲の低下といった影響が生じた場合にも、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (14) 競合について

外食業界は、参入障壁が低く新規参入が多い一方で、少子高齢化の流れの中で外食市場全体は横這いという状況下で激しい競合状態が続いています。その中で当社グループは、取扱食材として極めて高いレベルでの安全性が求められる牡蠣を扱っていますが、その安全性は、ノウハウなどのソフト面のみならず、浄化施設を自社保有するハード面の両面を兼ね備えることで、競争優位性の確保を図っております。しかしながら、今後、当社グループと同レベルのソフト及びハード機能を持つ店舗が出現した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## (15) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純損失を計上しており、未だ内部留保が充実しているとは言えず、創業以来配当を行っておりません。現在は内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指す方針であり、将来的には、財政状態、



経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(16) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失359,215千円、経常損失367,145千円、親会社株主に帰属する当期純損失641,485千円を計上したことで、純資産が116,193千円の債務超過となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しております。今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

この事象を解消するための対応策は以下のとおりです。

(a) 事業について

イ. 店舗事業

コストコントロールを効かせたwithコロナの経営スタイルに努めます。

売上面につきましては、販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的見直し等の施策及び予約システム強化で、予約件数を確保し、客数及び客単価の増加に努めます。

また、コスト面につきましては、グループの安心安全のプラットフォームを更に改善し、原価低減を行い、コロナ禍の営業体制下で、効率的なシフト管理を徹底し、人件費を抑制していきます。

加えて、withコロナの店舗運営の体制強化へ向け、QRコードによるオーダーシステムを一部店舗で導入し、店舗の業務効率化だけでなく、非接触型の店舗運営で、顧客満足度の向上にも努めてまいります。

なお、政府・自治体の要請に従い休業や時短営業の要請に伴う協力金等の申請を行っておりますが、時短要請の期間終了後の申請となることに加え、自治体の審査等に時間を要していることもあり、協力金の収益計上まで、タイムラグが発生しております。従いまして、速やかに申請するとともに、弊社側の書類不備等の防止のためのチェック体制等を強化し、自身体の審査手続き等を迅速に進められるようすることで、早期に収益計上できるように努めます。

ロ. 卸売事業

グループの持つ安心安全のプラットフォームの高付加価値を活かし、国内販売は営業力を強化し、取引先の開拓に努め、取引顧客数と、取扱高を更に強化していきます。

また、アジアを中心とした海外販売に関しましては、巣ごもり需要のニーズの高まりにより、高級スーパーの販売数が伸びており、更に取引高を拡大させるべく、様々な販路拡大に努め、収益力拡大を目指します。

ハ. その他

沖縄の陸上養殖は、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。

岩手の加工工場の事業につきましては、牡蠣フライなどの加工製造を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗売上減少により、稼働が低迷しておりました。そのため、本加工工場の有効活用を模索していたところ、安定した委託先を探していた総合商社様の要望に合致し、成約に至ることができました。新たに食品加工分野における受託事業を開始することになり、更なる収益力の強化につなげていきます。

また、牡蠣の販売チャネルを拡大させるべく、EC通販サイトを立ち上げた結果、リピーターも着実に増加し、販売量も拡大しております。今後もSNSなどを通じたマーケティングを強化し、収益拡大に努めてまいります。

(b) 財務基盤の安定化

当連結会計年度において、長期借入金577,000千円及び新株予約権の行使により、269,440千円の資金調達を実施致しました。また、2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、新株予約権が2,630個行使された結果、221,446千円の資金調達をしております。今後は、営業損益の改善に努めるとともに、一年内返済予定の長期借入金の削減を図り、債務超過を解消するため、投資家や事業会社と協議を進めてまいります。

しかし、これらの対応策の効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておりません。また、資金繰りの計画に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響が、2022年3月期まで続くものと仮定し、さらに加工工場については取引先と合意した条件をもとに算出した海産物の取引数量を前提に、保守的かつ最善に見積りを実施しております。この前提と異なる状況となった場合には、当社グループの資金繰りに重大な支障をきたす可能性があります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は以下のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動に大きな制約を受け、非常に厳しい状況で推移しました。停滞していた経済活動は、政府の各種政策が実施され徐々に再開しつつありましたが、変異ウイルスによる感染拡大がみられるなど、未だに収束時期の見通しが立たない状況です。従いまして、景気・経済の先行きにつきましては、今後も不透明な状況が続くことが予想されます。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や営業時間短縮要請が断続的に発生しており、厳しい経営環境が継続しております。2020年の夏から秋にかけて、国内外の経済活動に一部回復の兆しも見られましたが、今年に入ってから、営業時間の短縮要請が継続しており、厳しい経営環境からの出口が見えない状況にあります。

このような状況の中、当社グループにおきましても、新型コロナウイルス拡大による影響を大きく受けております。特に、2020年12月以降は、政府・自治体からの営業時間短縮等の要請が継続しており、店舗事業の集客に大きな影響を受けております。

こうした環境のもと、当社グループでは、ランチタイムの食べ放題開始等による販促強化、テイクアウト取扱い開始及びECサイト（eOyster）を通じた一般消費者への販売開始により、コロナ禍の状況でも売上を確保すべく努めてまいりました。また、損失を最小限に留められるよう、店舗アルバイトのシフト見直しによる人件費削減、家賃の減免交渉等、新型コロナウイルス感染症支援策関連の補助金・助成金の活用等、あらゆる手段を通じて支出削減をしております。

一方、資金面においては、業績低迷が長期化するリスクに備え、安定的なグループ経営に資するよう、充分な手元流動性を確保すべく銀行からの借入等を実施しております。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

##### a. 財政状態

当連結会計年度末における総資産は1,516,833千円となり、前連結会計年度末と比較して49,016千円の減少となりました。

当連結会計年度末における負債は1,633,026千円となり、前連結会計年度末と比較して339,592千円の増加となりました。

当連結会計年度末における純資産は388,609千円の減少となり、116,193千円の債務超過となりました。

##### b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高2,338,795千円（前年同期比34.7%減）、営業損失359,215千円（前年同期は営業損失146,122千円）、経常損失367,145千円（前年同期は経常損失157,131千円）となりました。また、大幅な店舗事業の売上減少により、稼働を抑制していた大槌工場の状況を踏まえ、将来の回収可能性を保守的に検討し、大槌工場にかかる減損損失409,321千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失641,485千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円）となりました。

なお、セグメントの概況は以下のとおりです。以下の売上高の数値はセグメント間の取引消去前となっております。

セグメントと事業の内容の関係性は次のとおりです。

(a) 「店舗事業」は、直営店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。

(b) 「卸売事業」は、卸売事業から構成されます。

(c) 「その他」は、浄化センター、加工工場及び陸上養殖の所在エリア内でのイベント事業及びECサイト事業から構成されます。

(a) 「店舗事業」

店舗事業では、東京を中心に全国で牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）26店舗を展開しています。当連結会計年度においては、新規出店及び閉店がともになかったものの、2019年7月下旬に「レカイエオイスターバー JR博多シティ」（福岡市博多区）をリニューアルオープンしたことにより、2020年7月までの店舗数は前年同月比で1店舗の増加となっております。一方、業績につきましては、2020年4月の緊急事態宣言発出により、休業等を余儀なくされたことに加え、その後も新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間短縮の要請が断続的に発生しており、大幅な減収減益となりました。

以上の結果、店舗事業における売上高2,152,172千円（前年同期比34.2%減）、セグメント利益6,907千円（前年同期比97.8%減）となりました。

(b) 「卸売事業」

卸売事業では、グループ外の飲食店舗などに牡蠣を卸売販売しています。業績につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間短縮の要請が断続的に発生したことにより、販売先の飲食店の売上が減少し、大幅な減収減益となりました。

以上の結果、卸売事業における売上高168,770千円（前年同期比39.8%減）、セグメント利益51,241千円（前年同期比55.9%減）となりました。

(c) 「その他」

その他には、浄化センター、加工工場及び陸上養殖の所在エリア内でのイベント事業に加え、ECサイト事業などで売上がございました。

以上の結果、その他の事業における売上高17,852千円（前年同期比35.6%減）、セグメント利益564千円（前年同期比96.8%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ417,437千円増加し、541,063千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は305,507千円（前連結会計年度は、37,886千円の使用）となりました。これは主として、税金等調整前当期純損失が663,531千円、減損損失410,526千円、未収又は未払消費税等の増減による減少額56,991千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動から使用した資金は6,771千円（前連結会計年度は、7,057千円の使用）となりました。これは、店舗の設備更新に伴う有形及び無形固定資産の取得による支出8,237千円、敷金及び保証金の回収による収入1,466千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動から獲得した資金は729,715千円（前連結会計年度は、36,953千円の獲得）となりました。これは主として、長期借入れによる収入577,000千円、株式発行による収入269,440千円及び長期借入金の返済による支出79,367千円によるものです。

## 生産、受注及び販売の実績

## a. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
店舗事業(千円)	785,370	30.2
卸売事業(千円)	109,572	40.1
その他(千円)	11,023	17.9
合計(千円)	905,967	31.5

(注) 1. 金額は仕入価格であり、セグメント間の内部振替前の数値となります。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## b. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
店舗事業(千円)	2,152,172	34.2
卸売事業(千円)	168,770	39.8
その他(千円)	17,852	35.6
合計(千円)	2,338,795	34.7

(注) 1. 金額は販売価格であり、セグメント間の内部振替前の数値となります。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がありませんので、主要な販売先の記載を省略しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は1,516,833千円となり、前連結会計年度末と比較して49,016千円の減少となりました。資産減少の主な要因は、現金及び預金が417,437千円増加し、有形固定資産が468,662千円減少したことによるものです。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債は1,633,026千円となり、前連結会計年度末と比較して339,592千円の増加となりました。これは主として、長期借入金が520,425千円増加し、未払金が37,684千円、買掛金が28,148千円、未払費用が26,895千円、1年以内返済予定の長期借入金が22,792千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は388,609千円の減少となり、116,193千円の債務超過となりました。これは主として、利益剰余金が641,485千円減少したことによるものです。

b. 経営成績の分析

(a) 売上高

当連結会計年度の売上高は2,338,795千円（前連結会計年度比34.7%減少）となりました。

当社グループの報告セグメントごとの内訳は、店舗事業が2,152,172千円、卸売事業が168,770千円、その他17,852千円となっております。

店舗事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の動向が、売上高に大きな影響を与えました。第1四半期は、第一回目の緊急事態宣言の発令により、多くの店舗が休業等を余儀なくされたこと等により、売上が大幅に落ち込みました。その後、第二四半期以降は、順調に回復し、2020年10月には前年と同水準の売上まで回復しました。しかしながら、2021年1月には第二回目の緊急事態宣言が再度発令される等の影響により、売上が再び大きく減少しました。その結果、店舗事業の売上が前年対比34.2%減少と大幅な落ち込みとなりました。

卸売事業は、主な販売先が飲食店となるため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、販売先の売上が大きく減少したため、店舗事業と同様に、売上が対前年比39.8%と大幅に減少しました。

その他には、浄化センター、加工工場及び陸上養殖の所在エリア内でのイベント事業に加え、ECサイト事業などで売上がございました。

(b) 営業損失

当連結会計年度の営業損失は359,215千円（前連結会計年度は営業損失146,122千円）となりました。

当社グループの報告セグメントごとの内容は、店舗事業のセグメント利益6,907千円、卸売事業のセグメント利益51,241千円、その他のセグメント利益564千円となり、合計でセグメント利益58,713千円となっております（営業損失との差額は、全社費用となります）。

店舗事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による売上減少に伴う営業損失の拡大を抑制すべく、店舗メニュー見直しによる客単価の引き上げ、アルバイトのシフト管理徹底による人件費削減、その他家賃減額等による経費見直しにより、コスト削減を徹底しましたが、売上減少による利益減少を賄いきれず、大幅な営業利益減少となりました。

卸売事業につきましても、販売先が主に飲食店となるため、大きく売上が減少しましたが、卸売事業という業態から、固定費等が少ないため、店舗事業と比べ、営業利益の減少幅は小さいものとなりました。

その他、各報告セグメントに配分していない全社費用417,929千円を計上しました。特に、岩手の加工工場につきましては、コロナ禍による事業環境を踏まえ、一部稼働休止や時間短縮など機動的な稼働へ転換することで、コスト削減の徹底を諮りました。

(c) 経常損失

当連結会計年度の経常損失は367,145千円（前連結会計年度は経常損失157,131千円）となりました。これは、主に営業外費用として借入れによる支払利息14,734千円を計上したことによるものです。

(d) 親会社株主に帰属する当期純損失

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は641,485千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円）となりました。これは、主として緊急事態宣言等による店舗施設の時短営業に伴う協力金等を補助金収入として、114,139千円の特別利益を計上した一方、加工工場等の減損損失として410,526千円を計上したことによるものです。

c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1)経営成績等の状況の概要」の「キャッシュ・フローの状況」に記しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

##### (1) 研究開発戦略

当社グループの研究開発戦略は、「海洋深層水を用いたウィルスフリーの牡蠣の陸上養殖」を軸としております。

ウィルスフリーの牡蠣の陸上養殖とは、ノロウィルスに代表される食中毒の原因となるウィルスに汚染されていない牡蠣を陸上養殖することです。牡蠣に代表される二枚貝がウィルスに感染する経路は、ウィルスが残留している生活排水が海の表層海域に流入した際に、養殖されている牡蠣がウィルスを取り込むケースや、牡蠣の餌となるプランクトンがウィルスを取り込み牡蠣体内に入るケースといわれております。特に、ノロウィルスは、牡蠣の消化器官の中腸線細胞に特異結合した場合には、無菌海水を体内に循環させて浄化しても排出除去できないことが分かっております。当社グループは、この感染経路中の表層海域という点に注目し、ウィルスが存在せず清浄な海水である深度200m以深の海洋深層水を利用して陸上において取水した海洋深層水で牡蠣を養殖することを目指して沖縄県久米島で実証実験を行っております。

現在は、ウィルスフリーの牡蠣の商品化に向け、スモール・スケールでのプラントで、研究開発を加速化しております。

##### (2) 研究体制

海洋深層水を用いた環境安全型ウィルスフリー牡蠣の陸上養殖は、連結子会社の株式会社ジーオー・ファームにおいて行っており、外部の専門家や研究者の知見を取り入れながら研究を行っております。

##### (3) 連結会計年度における研究開発費

研究開発費の総額は43,259千円であります。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は8,237千円であります。

本年は設備投資を大幅に抑制しており、その主なものは店舗事業の老朽化した設備の更新費となります。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	その他	土地 (面積㎡)		合計
大槌工場 (岩手県上閉伊郡 大槌町)		加工工場	0	0	0	0		0	3 〔2〕
本社 (東京都中央区)		本社設備	13,998		0		1,097 (27.05)	15,096	9 〔 〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 従業員数は就業人数(他社から当社への出向者を除く。)であり、〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。  
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積(㎡)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都中央区)	本社事務所	302.82	17,587

##### (2) 国内子会社

##### 株式会社ヒューマンウェブ

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	店舗数	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び 備品	合計	
ガンボ&オイスターバー等 (東京都中央区他)	店舗事業	25	店舗設備	198,513	31,596	230,109	81 〔102〕

##### 株式会社海洋深層水かきセンター

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	店舗数	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び 備品	機械及び 装置	合計	
入善センター (富山県下新川郡入善町)	浄化・ 物流事業		浄化設備	43,036	775	2,578	46,391	8 〔3〕
入善牡蠣ノ星 (富山県下新川郡入善町)	店舗事業	1	店舗設備	43,497	867		44,364	5 〔3〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 従業員数は就業人数(他社から当社への出向者を除く。)であり、〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員(1ヶ月172時間換算)であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、業績動向、財務状況、資金計画を総合的に勘案しております。  
なお、重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,162,200	3,312,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,162,200	3,312,200		

(注) 提出日現在発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、次のとおりであります。

## 第5回新株予約権(2012年5月29日 取締役会決議)

決議年月日	2012年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 10
新株予約権の数(個)	208 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式 20,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2
新株予約権の行使期間	2014年6月7日～2022年4月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）、または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

## 第6回新株予約権（2013年5月17日 取締役会決議）

決議年月日	2013年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 25
新株予約権の数(個)	160 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式 16,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2
新株予約権の行使期間	2015年6月7日～2023年4月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

## 第7回新株予約権（2016年2月8日 取締役会決議）

決議年月日	2016年2月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 1
新株予約権の数(個)	100 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式 10,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,212 (注)2
新株予約権の行使期間	2019年4月1日～2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,212 資本組入額 1,106
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)、または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（2019年11月13日発行）	
決議年月日	2019年11月13日
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,094(注)2
新株予約権の行使期間	2019年11月29日～2021年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,094 資本組入額 547(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	10

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額（下記(注)2. (2)に定義される。）で除して得られる数とする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

本新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額（以下「転換価額」という。）は、当初、1,094円とする。なお、転換価額は下記(注)2. (3)に定めるところに従い調整されることがある。

(3) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(注)2. (4)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(4) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（下記(注)2. (5)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至に拘らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を別途交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された普通株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(5) 転換価額調整式の取扱いは以下に定めるところによる。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、上記（注）2.（4）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。以下「時価」という。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(6) 上記（注）2.（4）の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 上記（注）2.（4）又は上記（注）2.（6）により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権の行使の条件



(1) 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日(2019年11月13日)時点における当社発行済株式総数(2,754,900株)の10%(275,490株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできないものとする。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(注)5.(1)乃至下記(注)5.(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本発行要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

##### (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

##### (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

##### (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本発行要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(注)2.(3)乃至上記(注)2.(7)と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

##### (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

##### (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

##### (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記(注)4.に準じて決定する。

##### (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

##### (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

##### (9) 組織再編行為が生じた場合

本(注)5.の規定に準じて決定する。

##### (10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満

の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整を行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

第 8 回新株予約権 ( 2019年11月13日発行 )	
決議年月日	2019年11月13日
新株予約権の数(個)	2,630 [ 1,130 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 263,000 [ 113,000 ] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	842 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	2019年11月29日～2021年11月28日(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 842 資本組入額 421
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数の算出方法

本新株予約権の目的である株式の総数は583,000株(本新株予約権1個あたり100株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合のみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

(2)前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が729円(以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

普通株式について株式の分割をする場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又

は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには上記 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5)上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 本新株予約権の行使期間

2019年11月29日から2021年11月28日（但し、2021年11月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。

## 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2019年11月13日)時点における当社発行済株式総数(2,754,900株)の10%(275,490株)(但し、注3.(2)記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、注3.(2)記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 7. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編対象会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

### (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

### (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

### (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	46,100	1,571,800	11,525	353,444	11,525	402,454
2017年4月1日～ 2018年2月25日(注)1	16,300	1,588,100	4,075	357,519	4,075	406,529
2018年2月26日(注)2	1,154,500	2,742,600	400,034	757,553	400,034	806,563
2018年2月27日～ 2018年3月31日(注)1	2,600	2,745,200	650	758,203	650	807,213
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)1	8,200	2,753,400	2,050	760,253	2,050	809,263
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)3	88,800	2,842,200	48,128	808,381	48,128	857,391
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)4	320,000	3,162,200	135,520	943,901	135,520	992,911

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

## 2. 第三者割当

発行価格 693円

資本組入額 346.5円

割当先 TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合

## 3 無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加と新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

## 4 第8回新株予約権の権利行使による増加であります。

## 5 2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が263,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ111,380千円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1	13	33	12	5	2,942	3,006	
所有株式数 (単元)		5	192	12,438	510	12	18,455	31,612	1,000
所有株式数 の割合(%)		0.02	0.61	39.35	1.61	0.04	58.38	100	

(注)自己株式179株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ネクスタ(匿名組合口)	東京都千代田区内神田2丁目15番15号	738,955	23.37
小林 敏雄	東京都港区	286,600	9.06
山本 京美	東京都目黒区	138,515	4.38
グリーンエナジー合同会社	山梨県大月市七保町林1046号	138,515	4.38
株式会社道紀忠華シンクタンク	東京都千代田区神田錦町3丁目15番6号	138,515	4.38
株式会社グッドフィールド	東京都港区虎ノ門4丁目3番2号	125,000	3.95
宮本 裕将	新潟県新潟市中央区	25,700	0.81
森 裕	宮城県仙台市泉区	25,300	0.80
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	25,000	0.79
有限会社ティーズ・キャピタル	東京都港区赤坂2丁目23番1号	25,000	0.79
計	-	1,667,100	52.71

(注) 前事業年度末現在主要株主であったTRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合は、当事業年度末では主要株主でなくなり、株式会社ネクスタ(匿名組合口)が新たに主要株主となりました。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,161,100	31,611	
単元未満株式	普通株式 1,000		
発行済株式総数	3,162,200		
総株主の議決権		31,611	

## 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 ゼネラル・オイスター	東京都中央区日本橋茅場 町二丁目13番13号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】 普通株式

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	79	
当期間における取得自己株式		

(注)当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりせん。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ( )				
保有自己株式数	179		179	

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純損失を計上しており、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。

また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

当該方針に基づき、当期の配当は実施いたしません。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めております。

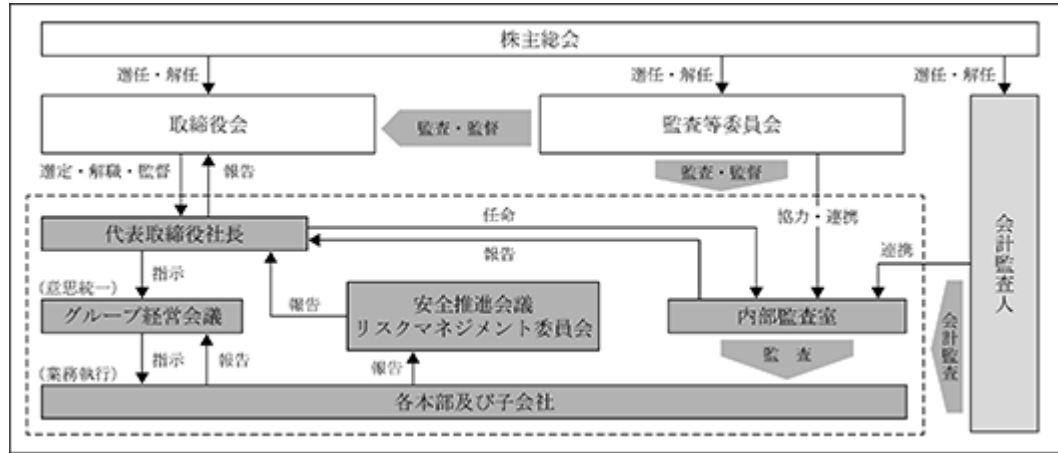


## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、株主・従業員・取引先等、全てのステークホルダーとの良好な関係を重視し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っております。また、遵法の精神に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。



経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常業務の活動状況を共有する各種委員会を設置しており、内部監査室が業務監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

当社の各機関の概要は以下のとおりであります。

#### (a) 取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在6名で構成されております。取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として月1回開催するとともに、必要に応じて随時開催することとなっており、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

議長：代表取締役社長 吉田秀則

構成員：取締役CFO 芝田茂樹 社外取締役 兼子修一 監査等委員である社外取締役 稲田淳史

監査等委員である社外取締役 原大二郎 監査等委員である社外取締役 浅枝謙太

#### (b) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、毎月1回及び必要に応じて随時開催してまいります。監査等委員会は、株主からの委託を受け、独立した客観的な立場において、取締役の職務の執行を監査・監督し、当社の健全で持続的な成長を確保する責任を負ってまいります。なお、監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人等と連携して監査を実施してまいります。

議長：社外監査等委員 原大二郎

構成員：社外監査等委員 稲田淳史 社外監査等委員 浅枝謙太

#### (c) グループ経営会議

当社グループは、代表取締役社長、社外取締役を除く取締役、グループ子会社の代表取締役社長並びに必要なに応じて各部署の部長等を参加者とするグループ経営会議を週1回開催しております。グループ経営会議においては、担当者から参加者に対して週次の営業状況及び活動実績等が報告され、日常業務に係る活動方針や組織間の情報共有により横断的な意見交換など幅広く議論されております。

(d) 安全推進会議

当社は、代表取締役社長、社外取締役を除く取締役、グループ子会社の代表取締役社長、内部監査室長及び牡蠣の安全を担当する責任者並びに店舗衛生を担当する責任者を参加者とする安全推進会議を月1回開催しております。安全推進会議においては、各責任者から取締役らに対して外部環境状況、衛生管理状況及び衛生に関して獲得した新しい情報などが報告され、今後の方針について幅広く議論されております。

(e) リスクマネジメント委員会

当社は、代表取締役社長、社外取締役を除く取締役、グループ子会社の代表取締役社長、内部監査室長及び人事総務部長で構成されるリスクマネジメント委員会を月1回開催しております。同委員会においては、直営店舗の運営に係るお客様からの様々な御意見の報告、それに基づく潜在的なリスクの報告及び対応策の検討を行っております。また、人事総務部長から取締役らに対して従業員の労働環境の確認などが報告され、法令違反チェックや改善策などが議論されております。さらに、当社グループの運営に係る全社的・包括的なリスク管理の報告及び対応策の検討を行っております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、法令・定款の遵守と業務の効率性の確保のため、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部

統制システムの運用徹底を図っております。代表取締役直轄の内部監査室長が、法令、社内規程等の遵守状況を確認するとともに、内部牽制機能の実効性検証を中心とする内部監査を実施しております。

「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする各種社内規程を整備するとともに、周知徹底させます。

ロ．監査等委員である取締役は、取締役会及び各種会議、委員会に出席し、決議事項のプロセス・内容が法令及び定款等に適合しているか監査を行います。

ハ．従業員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役選任の内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施し、監査結果については、定期的に代表取締役に報告します。

ニ．反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当請求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

ホ．コンプライアンス委員会を設置するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築を行うとともに、その整備・運用を行います。

ヘ．財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」を始めとする各種社内規程を整備し、適正な計算書類を作成することの重要性を周知徹底し、財務報告の信頼性の向上を図ります。

(b) 取締役会の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録、グループ経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

ロ．文書管理部署の経営戦略本部は、取締役及び監査等委員である取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供することとします。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した「危機管理規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

(d) 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

- イ．定期取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- ロ．取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- ハ．取締役会のもとにグループの経営について議論を行う会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達します。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行います。
- ニ．日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

(e) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ．取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備します。
- ロ．内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保します。
- ハ．グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスク防止を図る体制を確保します。

(f) 取締役及び従業員が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制

- イ．取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員により違法または不正行為を発見したときは、法令及び「コンプライアンス規程」に従い、ただちに監査等委員である取締役、顧問弁護士、主管部署に報告します。
- ロ．監査等委員である取締役は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができます。

(g) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．代表取締役及び内部監査室長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行います。
- ロ．監査等委員である取締役は、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制をとります。
- ハ．監査等委員である取締役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めます。

#### 責任限定契約について

当社と社外取締役2名（独立取締役）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、係争費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および社外取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社の取締役選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

#### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	吉田 秀則	1967年4月2日生	1990年4月 ノヴァインターナショナル(株) 入社 1994年7月 (株)ヴェルファーレ 入社 1996年8月 エイベックス(株) 移籍 2000年1月 (株)ヴェルファーレ・エンターテイメント 代表取締役社長 2000年4月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2011年9月 (株)グッドフィールド 代表取締役社長(現任) 2013年12月 (株)日本かきセンター 取締役 2014年3月 (株)中尾水産テクノロジー 取締役 2016年4月 (株)ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 代表取締役社長(現任) 2018年6月 (株)ジーオー・ファーム 代表取締役社長(現任) 2020年4月 (株)ヒューマンウェブ 代表取締役(現任) 2020年4月 (株)日本かきセンター 代表取締役(現任) 2020年4月 (株)海洋深層水かきセンター 代表取締役(現任)	(注) 3	125,000 (注) 4
取締役CFO	芝田 茂樹	1979年6月29日生	2003年4月 (株)みずほ銀行 入行 2004年11月 みずほ証券(株) 転籍 2008年12月 (株)みずほ銀行 転籍 2013年5月 S B エナジー(株)入社 2018年9月 (株)Tryfunds 入社 2020年5月 当社 入社 2020年6月 当社 経営管理本部 執行役員(現任) 2021年6月 (株)ジーオー・ファーム 取締役(現任) 2021年6月 当社 取締役CFO(現任)	(注) 3	
取締役	兼子 修一	1976年6月1日生	2007年4月 PwCアドバイザリー合同会社 入社 2007年12月 兼子修一公認会計士事務所 開設(現任) 2016年8月 (株)長野グルメリランド 代表取締役(現任) 2019年6月 税理士法人長野会計社 代表社員(現任) 2020年9月 (株)インバケット 代表取締役(現任) 2021年6月 当社 社外取締役(現任)	(注) 3	
取締役 (監査等委員)	稲田 淳史	1980年4月22日生	2005年12月 中央青山監査法人 入所 2006年9月 あらた監査法人 入所 2008年7月 ブライスウォーターハウスクーパーズ (株) 入社 2013年12月 ロングブラックパートナーズ(株) 入社 2017年3月 稲田淳史公認会計士事務所 開設 2021年2月 (株)ネクスタ 代表取締役(現任) 2021年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	
取締役 (監査等委員)	原 大二郎	1978年6月25日生	2006年10月 弁護士登録 弘中総合法律事務所 入所 2009年7月 清水直法律事務所 入所 2015年10月 ライジング法律事務所 設立 2016年12月 株式会社ライトアップ社外取締役(現任) 2017年12月 当社 仮取締役(監査等委員) 2018年2月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	
取締役 (監査等委員)	浅枝 謙太	1981年1月26日生	2008年12月 弁護士登録 小島国際法律事務所 入所 2011年1月 銀座法律会計事務所 (現 銀座木挽町法律事務所) 入所 2018年1月 牛込橋法律事務所 設立(現任) 2021年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	
計					125,000

- (注) 1. 取締役 兼子 修一 稲田 淳史 原 大二郎、浅枝 謙太は、社外取締役であります。  
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
委員長 原 大二郎、委員 稲田 淳史、委員 浅枝 謙太  
3. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時

までであります。

4. 吉田 秀則の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である(株)グッドフィールドが保有する株式数も含んでおります。
5. 監査等委員である取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外取締役及び監査等委員である社外取締役

当社の社外取締役は、監査等委員でない社外取締役1名、監査等委員である社外取締役が3名となっております。当社では社外取締役を選任するための独立性に関する基準は特段設けておりませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任しております。

監査等委員でない社外取締役 兼子修一氏は、事業会社において代表取締役としての豊富な経験を有していることに加え、会計・税務の知見も有しております。当社経営判断および意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言と提言を頂けることを期待し、社外取締役に選任しております。

監査等委員である社外取締役 稲田淳史氏は、公認会計士としての実務を通じて培われた専門知識と経験、また事業再生分野の経験を有しており、当社経営判断および意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言と提言を頂けることを期待し、社外取締役に選任しております。

監査等委員である社外取締役 原 大二郎は、弁護士としての実務を通じて培われた専門知識と経験、また事業再生分野に精通されていることから、当社のガバナンス体制強化及び意思決定の過程で助言と提言を期待し、社外取締役に選任しております。

監査等委員である社外取締役 浅枝謙太氏は、弁護士としての実務を通じて培われた専門知識と経験から、当社のガバナンス強化及び意思決定の過程で助言と提言を頂けることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社は、社外取締役 原 大二郎及び浅枝 謙太を一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として選任しております。

### (3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員である取締役の監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査室を設け、代表取締役直轄で内部監査室長が実施しております。

内部監査は、業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、原則として各本部、各店舗、連結子会社を年1回監査することとしております。内部監査計画及び内部監査結果は、月次で代表取締役社長に報告されると共に、被監査部門に監査結果及び要改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために改善状況を把握するためのフォロー監査を実施しております。また、その結果については、監査等委員である取締役とも情報共有を図っております。

監査等委員である取締役の監査におきましては、会社の重要な書類の閲覧や取締役会、グループ経営会議、各種委員会等の重要な会議への出席、取締役からの経営方針聴取などを行っております。なお、監査等委員である取締役は、全員が社外取締役であります。また、監査等委員である取締役は、監査を効率的に進めるため、内部監査室長及び会計監査人から監査実施結果の報告を受ける等、情報交換を密に行っております。

当事業年度においては当社は監査等委員会を12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
丹野 裕氏	12回	12回
原 大二郎	12回	11回
山中 聖彦	12回	12回

会計監査の状況

イ. 監査法人の名称  
東邦監査法人

ロ. 継続監査期間  
4年間

ハ. 業務を執行した公認会計士の氏名

矢崎 英城（東邦監査法人・指定社員 業務執行社員）  
神戸 宏明（東邦監査法人・指定社員 業務執行社員）  
井上 靖秀（東邦監査法人・指定社員 業務執行社員）

二．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他1名である。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の規模、実績及び業務遂行体制等を総合的に勘案し、適正かつ厳格な会計監査の実施が期待できることを条件として会計監査人を選任する方針としており、この方針に従って東邦監査法人を選任しております。

なお、会計監査人の解任または不再任については、会社法第340条第1項によるほか、上記の選任基準に照らして適正かつ厳格な会計監査が実施できないと判断された場合に、これを決定する方針としております。

ヘ．監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社監査等委員会は、日本監査役協会『会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針』を踏まえた会計監査人の選解任等に関する基準を策定し、会計監査人とのコミュニケーション・会計監査人の往査活動への同席等を通じて、会計監査人の独立性・専門性等について評価を行っております。

(監査報酬の内容等)

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000		18,000	
連結子会社				
計	18,000		18,000	

(監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬) (監査公認会計士に対する報酬を除く)

該当事項はありません。

(その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社の監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、決定しております。

(監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由)

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び従前の監査実績等を踏まえ、検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条の同意を行っております。

## (4) 【役員の報酬等】

個人別の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

会社全体の業績、業績に対する個々の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、毎月の固定報酬のみを支払うものとし、株主総会で決定された取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役報酬額の範囲内で決定しています。なお、当該決定方針は、取締役会にて決議しております。

取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

対象者	限度額	株主総会決議日	左記総会終結時点の 対象者の員数
取締役 (監査等委員でないもの)	年額300百万円	2017年6月29日	6名
取締役 (監査等委員であるもの)	年額50百万円	2017年6月29日	3名

(注) 1. 取締役（監査等委員でないもの）の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。

2. 取締役（監査等委員でないもの）の限度額300百万円のうち、社外取締役については、60百万円以内となります。なお、当該株主総会終結時点（2017年6月29日）の社外取締役（監査等委員でないもの）の員数は、1名となります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長の吉田秀則であり、担当職務、各期の業績、貢献度及び経営戦略を勘案して決定する権限を有しており、2017年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与を含みません）の範囲内で取締役会にて決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会では、当該権限が代表取締役によって適切に行使されているかを確認し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	14,400	14,400				3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	1,100	1,100				1
社外役員	4,200	4,200				2

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、東邦監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、新会計基準等の情報を入手するとともに、各種セミナーへ参加することにより連結財務諸表等の適正性の確保に取り組んでおります。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	123,626	541,063
売掛金	111,116	145,717
原材料	94,346	26,803
未収入金	-	26,185
未収消費税等	-	18,129
その他	18,596	13,312
流動資産合計	347,685	771,212
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,067,456	764,249
減価償却累計額	277,488	324,533
建物(純額)	789,967	439,715
機械及び装置	176,260	79,592
減価償却累計額	39,188	51,569
機械及び装置(純額)	137,071	28,023
工具、器具及び備品	88,816	90,699
減価償却累計額	40,298	50,500
工具、器具及び備品(純額)	48,517	40,198
土地	1,097	1,097
その他	22,445	22,445
減価償却累計額	9,908	10,952
その他(純額)	12,536	11,492
有形固定資産合計	989,190	520,528
無形固定資産		
その他	1,912	-
無形固定資産合計	1,912	-
投資その他の資産		
敷金及び保証金	226,559	225,093
その他	502	-
投資その他の資産合計	227,061	225,093
固定資産合計	1,218,164	745,621
資産合計	1,565,850	1,516,833

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	100,989	72,841
1年内返済予定の長期借入金	349,739	326,947
1年内償還予定の社債	-	10,611
未払金	99,783	62,099
未払費用	91,867	64,972
未払法人税等	10,128	6,790
資産除去債務	-	4,141
株主優待引当金	22,876	33,104
ポイント引当金	28,743	26,504
その他	74,687	27,946
流動負債合計	778,816	635,959
固定負債		
社債	10,611	-
長期借入金	56,575	577,000
繰延税金負債	242,720	231,536
資産除去債務	197,932	188,531
長期未払金	6,728	-
その他	48	-
固定負債合計	514,617	997,067
負債合計	1,293,433	1,633,026
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	808,381	943,901
資本剰余金	877,438	1,012,958
利益剰余金	1,467,817	2,109,303
自己株式	114	114
株主資本合計	217,887	152,558
新株予約権	11,515	9,915
非支配株主持分	43,013	26,449
純資産合計	272,416	116,193
負債純資産合計	1,565,850	1,516,833

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	3,579,252	2,338,795
売上原価	1,219,998	826,495
売上総利益	2,359,254	1,512,300
販売費及び一般管理費	1、2 2,505,376	1、2 1,871,516
営業損失( )	146,122	359,215
営業外収益		
受取利息	2	4
受取協賛金	9,250	6,001
その他	461	904
営業外収益合計	9,714	6,910
営業外費用		
支払利息	15,648	14,734
社債利息	95	106
社債発行費	4,980	-
営業外費用合計	20,723	14,840
経常損失( )	157,131	367,145
特別利益		
補助金収入	-	3 114,139
特別利益合計	-	114,139
特別損失		
減損損失	-	4 410,526
特別損失合計	-	410,526
税金等調整前当期純損失( )	157,131	663,531
法人税、住民税及び事業税	3,834	5,702
法人税等調整額	18,710	11,184
法人税等合計	14,876	5,482
当期純損失( )	142,255	658,049
非支配株主に帰属する当期純損失( )	35,284	16,563
親会社株主に帰属する当期純損失( )	106,971	641,485

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純損失( )	142,255	658,049
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	142,255	658,049
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	106,971	641,485
非支配株主に係る包括利益	35,284	16,563

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	760,253	829,310	1,360,846	114	228,602	8,600	78,297	315,500
当期変動額								
新株の発行	375	375			750			750
転換社債型新株予約権付社債の転換	47,753	47,753			95,506			95,506
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			106,971		106,971			106,971
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						2,915	35,284	32,369
当期変動額合計	48,128	48,128	106,971	-	10,714	2,915	35,284	43,084
当期末残高	808,381	877,438	1,467,817	114	217,887	11,515	43,013	272,416

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	808,381	877,438	1,467,817	114	217,887	11,515	43,013	272,416
当期変動額								
新株の発行	135,520	135,520			271,040			271,040
転換社債型新株予約権付社債の転換					-			-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			641,485		641,485			641,485
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						1,600	16,563	18,163
当期変動額合計	135,520	135,520	641,485	-	370,445	1,600	16,563	388,609
当期末残高	943,901	1,012,958	2,109,303	114	152,558	9,915	26,449	116,193

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	157,131	663,531
減価償却費	80,550	74,373
減損損失	-	410,526
株主優待引当金の増減額( は減少)	5,213	10,227
ポイント引当金の増減額( は減少)	4,966	2,238
受取利息及び受取配当金	2	4
支払利息	15,648	14,734
売上債権の増減額( は増加)	95,279	34,601
たな卸資産の増減額( は増加)	6,069	67,543
仕入債務の増減額( は減少)	22,279	28,148
未払金の増減額( は減少)	24,038	4,043
未払費用の増減額( は減少)	17,262	26,895
未収又は未払消費税等の増減額	16,583	56,991
補助金収入	-	114,139
その他	13,627	21,673
小計	19,965	374,864
補助金の受取額	-	92,763
利息及び配当金の受取額	2	4
利息の支払額	14,288	17,348
法人税等の支払額	3,635	6,062
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,886	305,507

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	49,661	8,237
国庫補助金による収入	44,595	-
敷金及び保証金の差入による支出	2,104	-
敷金及び保証金の回収による収入	112	1,466
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,057	6,771
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の発行による収入	2,915	-
短期借入れによる収入	57,468	-
短期借入金の返済による支出	57,468	-
長期借入れによる収入	-	577,000
長期借入金の返済による支出	33,466	79,367
社債の発行による収入	106,118	-
割賦債務の返済による支出	39,363	37,357
株式の発行による収入	750	269,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,953	729,715
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,990	417,437
現金及び現金同等物の期首残高	131,616	123,626
現金及び現金同等物の期末残高	1 123,626	1 541,063



## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失359,215千円、経常損失367,145千円、親会社株主に帰属する当期純損失641,485千円を計上したことで、当連結会計年度末で116,193千円の債務超過となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しております。今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社グループは以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

### (1) 事業について

#### 店舗事業

コストコントロールを効かせたwithコロナの経営スタイルに努めます。

売上面につきましては、販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的見直し等の施策及び予約システム強化で、予約件数を確保し、客数及び客単価の増加に努めます。

また、コスト面につきましては、グループの安心安全のプラットフォームを更に改善し、原価低減を行い、コロナ禍の営業体制下で、効率的なシフト管理を徹底し、人件費を抑制していきます。

加えて、withコロナの店舗運営の体制強化へ向け、QRコードによるオーダーシステムを一部店舗で導入し、店舗の業務効率化だけでなく、非接触型の店舗運営で、顧客満足度の向上にも努めてまいります。

なお、政府・自治体の要請に従い休業や時短営業の要請に伴う協力金等の申請を行っておりますが、時短要請の期間終了後の申請となることに加え、自治体の審査等に時間を要していることもあり、協力金の収益計上まで、タイムラグが発生しております。従いまして、速やかに申請するとともに、弊社側の書類不備等の防止のためのチェック体制等を強化し、自休体の審査手続き等を迅速に進められるようすることで、早期に収益計上できるように努めます。

#### 卸売事業

グループの持つ安心安全のプラットフォームの高付加価値を活かし、国内販売は営業力を強化し、取引先の開拓に努め、取引顧客数と、取扱高を更に強化していきます。

また、アジアを中心とした海外販売に関しましては、巣ごもり需要のニーズの高まりにより、高級スーパーの販売数が伸びており、更に取引高を拡大させるべく、様々な販路拡大に努め、収益力拡大を目指します。

#### その他

沖縄の陸上養殖は、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。

岩手の加工工場の事業につきましては、牡蠣フライなどの加工製造を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗売上減少により、稼働が低迷しておりました。そのため、本加工工場の有効活用を模索していたところ、安定した委託先を探していた総合商社様の要望に合致し、成約に至ることができました。新たに食品加工分野における受託事業を開始することになり、更なる収益力の強化につなげていきます。

また、牡蠣の販売チャネルを拡大させるべく、EC通販サイトを立ち上げた結果、リピーターも着実に増加し、販売量も拡大しております。今後もSNSなどを通じたマーケティングを強化し、収益拡大に努めてまいります。

### (2) 財務基盤の安定化

当連結会計年度において、長期借入金577,000千円及び新株予約権の行使により、269,440千円の資金調達を実施致しました。また、2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、新株予約権が2,630個行使された結果、221,446千円の資金調達をしております。今後は、営業損益の改善に努めるとともに、一年内返済予定の長期借入金の削減を図り、債務超過を解消するため、投資家や事業会社と協議を進めてまいります。

しかし、これらの対応策の効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておりません。また、資金繰りの計画に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響が、2022年3月期まで続くものと仮定し、さらに加工工場については取引先と合意した条件をもとに算出した海産物の取引数量を前提に、保守的かつ最善に見積りを実施しております。この前提と異なる状況となった場合には、当

社グループの資金繰りに重大な支障をきたす可能性があります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社ヒューマンウェブ、株式会社ジーオー・ストア、株式会社ジーオー・ファーム、株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ、株式会社海洋深層水かきセンター、株式会社日本かきセンター、株式会社ジーオーシード

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～38年

機械及び装置 8年～15年

工具、器具及び備品 2年～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

建物	312,654千円
機械及び装置	96,667千円
工具、器具及び備品	1,204千円
合計	410,526千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の測定にあたっては、減損の兆候が把握された資産グループについて将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローが当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識し、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りについては、新型コロナウイルス感染症の影響が、2022年3月期まで続くものと仮定し、また加工工場については取引先と合意した条件をもとに算出した海産物の取引数量を前提に、保守的かつ最善に見積りを実施しております。

しかし、新型コロナウイルスの変異等による影響の長期化、または自然災害等による海産物への甚大な被害が生じる場合、見積りに用いた仮定と相違する可能性が存在するため、将来において追加の減損損失を計上しなければならないという見積りの不確実性が存在しています。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	983,361千円	709,768千円
賃借料	468,739	365,779
株主優待引当金繰入額	5,213	10,227
ポイント引当金繰入額	4,966	2,238

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
研究開発費	64,702千円	43,259千円

3 補助金収入

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

緊急事態宣言等による店舗等施設の臨時休業や時短営業に伴う協力金及びその他雇用調整助成金等を補助金収入として、特別利益に計上しております。

#### 4 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
岩手県	加工工場	建物他	409,321
東京都	店舗	工具、器具及び備品	1,204

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、加工工場又は店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度においては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている、または、その見込みのある資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失410,526千円として、特別損失を計上しました。

その内訳は、建物312,654千円、機械装置96,667千円及び工具器具備品1,204千円であります。

なお、加工工場については、回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.33%で割り引いて算定しております。また、店舗については、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、具体的な割引率の算定を行っておりません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,753,400	88,800		2,842,200

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの行使による増加	1,500株
転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加	87,300株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	100			100

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権					8,600	
	第8回新株予約権	普通株式		583,000		583,000	2,915
合計				583,000		583,000	11,515

(変動事由の概要)

第8回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,842,200	320,000		3,162,200

(変動事由の概要)

発行済株式の増加事由は、次のとおりであります。

第8回新株予約権の行使による増加	320,000株
------------------	----------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	100	79		179

(変動事由の概要)

自己株式の増加事由は、次のとおりであります。

単元未満株式の買い取りによる増加

79株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権					8,600	
	第8回新株予約権	普通株式	583,000		320,000	263,000	1,315
合計			583,000		320,000	263,000	9,915

(変動事由の概要)

第8回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	123,626千円	541,063千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	123,626千円	541,063千円

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
転換社債型新株予約権付社債の転換による資本金増加額	47,753千円	千円
転換社債型新株予約権付社債の転換による資本剰余金増加額	47,753千円	千円
転換社債型新株予約権付社債の転換による社債減少額	95,506千円	千円



(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	348,898千円	352,809千円
1年超	61,627千円	48,725千円
合計	410,525千円	401,534千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、全て短期の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。長期借入金の資金使途は、運転資金及び設備投資の資金調達を主な目的としたものであり、流動性リスク及び金利変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	123,626	123,626	
(2) 売掛金	111,116	111,116	
資産計	234,742	234,742	
(1) 買掛金	100,989	100,989	
(2) 未払金	99,783	99,783	
(3) 長期借入金(*)	406,314	405,094	1,219
負債計	607,087	605,868	1,219

(\*) 「(3) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	541,063	541,063	
(2) 売掛金	145,717	145,717	
資産計	686,780	686,780	
(1) 買掛金	72,841	72,841	
(2) 未払金	62,099	62,099	
(3) 長期借入金(*)	903,947	902,127	1,819
負債計	1,038,887	1,037,068	1,819

(\*) 「(3) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	2020年3月31日	2021年3月31日
敷金及び保証金	226,559	225,093

上記については、市場価格がなく、預託期間を算定することが困難であることから、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を算定することが極めて困難と認められるため、上記算定対象には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金(*)	119,235			
売掛金	111,116			
合 計	230,351			

(\*) 現金及び預金のうち、預金分のみ記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金(*)	536,560			
売掛金	145,717			
合 計	682,277			

(\*) 現金及び預金のうち、預金分のみ記載しております。

(注4) 短期借入金、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
未払金(*)	40,369					
長期借入金	349,739	56,575				
合 計	390,108	56,575				

(\*) 未払金のうち、有利子負債分のみ記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
未払金(*)	6,728					
長期借入金	326,947	54,949	67,128	67,428	69,828	317,667
合 計	333,675	54,949	67,128	67,428	69,828	317,667

(\*) 未払金のうち、有利子負債分のみ記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

第5回新株予約権(注)1

会社名	提出会社
決議年月日	2012年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 10
株式の種類及び付与数(注)2	普通株式 100,000株
付与日	2012年6月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年6月7日～2022年4月6日

(注) 1. 第5回新株予約権はストック・オプションであります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、2014年12月3日付けで普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

## 第6回新株予約権(注)1

会社名	提出会社
決議年月日	2013年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 25
株式の種類及び付与数(注)2	普通株式 50,000株
付与日	2013年6月6日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年6月7日～2023年4月6日

(注) 1. 第6回新株予約権はストック・オプションであります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、株式数につきましては、2014年12月3日付けで普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

## 第7回新株予約権(注)

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 1
株式の種類及び付与数	普通株式 10,000株
付与日	2016年3月1日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年4月1日～2026年3月31日

(注) 第7回新株予約権は自社株式オプションであります。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2012年5月29日	2013年5月17日	2016年2月8日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	20,800	16,000	10,000
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	20,800	16,000	10,000

(注) 株式数につきましては、2014年12月3日付けで普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、第5、6回新株予約権につきましては、当該株式分割による調整後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2012年5月29日	2013年5月17日	2016年2月8日
権利行使価格(注)(円)	500	500	2,212
行使時平均株価(円)			
付与時における公正な評価単価(円)			860

(注) 当社は、2014年12月3日付けで普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。そのため、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

16,081千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
株主優待引当金	7,004千円	10,136千円
ポイント引当金	9,945千円	9,167千円
資産除去債務	67,343千円	65,542千円
減損損失	185,602千円	282,596千円
税務上の繰越欠損金(注)2	609,323千円	691,437千円
その他	4,750千円	4,709千円
繰延税金資産小計	883,970千円	1,063,589千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	609,323千円	691,437千円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	274,647千円	372,151千円
評価性引当額小計(注)1	883,970千円	1,063,589千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	15,556千円	14,944千円
圧縮積立金	227,163千円	216,591千円
繰延税金負債合計	242,720千円	231,536千円
繰延税金資産又は負債( )の純額	242,720千円	231,536千円

(注)1 評価性引当額が179,619千円増加しております。この増加の主な内容は、減損損失にかかる評価性引当額を96,994千円、税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額を82,114千円追加的に認識したことに伴うものであります。

## 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)					127,631	481,691	609,323千円
評価性引当額					127,631	481,691	609,323千円
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)				126,159	272,282	292,995	691,437千円
評価性引当額				126,159	272,282	292,995	691,437千円
繰延税金資産							

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に店舗関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として15年と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	196,093千円	197,932千円
時の経過による調整額	1,839	1,734
有形固定資産の取得に伴う増加額		4,296
原状回復義務の免除による減少額		11,290
期末残高	197,932千円	192,672千円



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは事業別のセグメントから構成されており、「店舗事業」は、主に連結子会社である株式会社ヒューマンウェブにおいて展開し、「卸売事業」は、連結子会社である株式会社日本かきセンターにおいて展開しております。

従って、当社グループは事業別に「店舗事業」「卸売事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「店舗事業」は、直営店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。

「卸売事業」は、主に一般飲食店向けの殻付牡蠣の販売事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益又は損失( )は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格及び総原価を勘案して価格交渉のうえ、決定しています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	店舗事業	卸売事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	3,271,337	280,177	3,551,514	27,737	3,579,252		3,579,252
セグメント間の 内部売上高 又は振替高							
計	3,271,337	280,177	3,551,514	27,737	3,579,252		3,579,252
セグメント利益 又は損失( )	318,791	116,262	435,054	17,601	452,656	598,778	146,122
セグメント資産	661,985	31,988	693,973		693,973	871,876	1,565,850
その他の項目							
減価償却費	40,147		40,147		40,147	40,402	80,550
有形固定資産 及び 無形固定資産 の増加額	49,661		49,661		49,661		49,661

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「イベント事業」及び「種苗事業」を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失( )の調整額 598,778千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4 セグメント資産の調整額871,876千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主に浄化・物流、海面養殖、陸上養殖、加工及び本社の資産であります。

5 減価償却費の調整額40,402千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	店舗事業	卸売事業	計				
売上高 外部顧客への 売上高 セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,152,172	168,770	2,320,943	17,852	2,338,795		2,338,795
計	2,152,172	168,770	2,320,943	17,852	2,338,795		2,338,795
セグメント利益 又は損失( )	6,907	51,241	58,149	564	58,713	417,929	359,215
セグメント資産	924,620	56,031	980,652		980,652	536,181	1,516,833
その他の項目							
減価償却費	35,751		35,751		35,751	38,621	74,373
有形固定資産 及び 無形固定資産 の増加額	12,534		12,534		12,534		12,534

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「イベント事業」及び「ECサイト事業」を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失( )の調整額 417,929千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4 セグメント資産の調整額536,181千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主に浄化・物流、海面養殖、陸上養殖、加工及び本社の資産であります。

5 減価償却費の調整額38,621千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去 (注)	合計
	店舗事業	卸売事業	計			
減損損失	1,204		1,204		409,321	410,526

(注) 事業セグメントに帰属しない大槌工場の固定資産の減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	76円66銭	48円25銭
1株当たり当期純損失金額( )	38円50銭	218円59銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	272,416	116,193
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	54,528	36,364
(うち新株予約権(千円))	(11,515)	(9,915)
(うち非支配株主持分(千円))	(43,013)	(26,449)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	217,887	152,558
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,842,200	3,162,021

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失金額( )		
親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	106,971	641,485
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	106,971	641,485
普通株式の期中平均株式数(株)	2,778,681	2,934,620

(重要な後発事象)

(第8回新株予約権の行使による増資)

2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、第8回新株予約権のすべてが権利行使されております。当該新株予約権の権利行使の概要は次の通りです。

(1)発行した株式の種類及び株式数	普通株式 263,000株
(2)行使新株予約権個数	2,630個
(3)行使価額総額	221,446千円
(4)増加した資本金の額	111,380千円
(5)増加した資本剰余金の額	111,380千円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ゼネラル・オイスター	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	2019年 11月29日	10,611	10,611 (10,611)	1.00	無担保社債	2021年 11月28日
合計			10,611	10,611 (10,611)			

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

(注) 2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込みに関する事項
(株)ゼネラル・オイスター普通株式	無償	1,094	106,118	95,506	100	自 2019年 11月29日 至 2021年 11月28日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,611				

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	349,739	326,947	1.58	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	56,575	577,000	1.50	2031年4月~ 2036年4月
その他有利子負債 未払金及び長期未払金	47,097	6,728	3.10	2021年5月
合計	453,411	910,675		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、長期未払金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	54,949	67,128	67,428	69,828

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	231,507	904,682	1,778,798	2,338,795
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額( ) (千円)	212,566	236,207	201,180	663,531
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失金額( ) (千円)	206,084	226,743	188,081	641,485
1株当たり四半期 (当期)純損失金額( ) (円)	72.49	79.37	64.89	218.59

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 又は 1株当たり 四半期純損失金額( ) (円)	72.49	7.20	12.97	148.88

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	47,852	132,897
関係会社売掛金	305,646	-
原材料	51,828	4,219
前払費用	1,942	1,782
流動資産合計	407,269	138,900
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,707	13,998
土地	1,097	1,097
有形固定資産合計	15,804	15,096
無形固定資産		
ソフトウェア	1,912	-
無形固定資産合計	1,912	-
投資その他の資産		
関係会社株式	133,541	115,233
敷金及び保証金	15,440	15,440
関係会社長期未収入金	1,243,772	1,560,376
貸倒引当金	149,169	161,816
投資その他の資産合計	1,243,584	1,529,234
固定資産合計	1,261,302	1,544,330
資産合計	1,668,572	1,683,230



(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	33,172	588
1年内返済予定の長期借入金	287,131	257,570
未払金	12,596	10,296
関係会社未払金	177,285	83,021
未払費用	15,261	10,104
未払法人税等	8,147	4,774
前受金	3,300	3,300
預り金	4,162	3,162
株主優待引当金	22,876	33,104
1年内償還予定の社債	-	10,611
その他	13,563	1,272
流動負債合計	577,496	417,806
固定負債		
長期借入金	32,965	-
繰延税金負債	217,978	207,322
関係会社事業損失引当金	1,149,726	1,294,296
資産除去債務	27,532	27,785
社債	10,611	-
固定負債合計	1,438,814	1,529,404
負債合計	2,016,310	1,947,210
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	808,381	943,901
資本剰余金		
資本準備金	857,391	992,911
資本剰余金合計	857,391	992,911
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	491,085	469,758
繰越利益剰余金	2,515,998	2,680,352
利益剰余金合計	2,024,912	2,210,593
自己株式	114	114
株主資本合計	359,253	273,894
新株予約権	11,515	9,915
純資産合計	347,738	263,979
負債純資産合計	1,668,572	1,683,230

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	1 412,873	1 280,627
売上原価	1 240,652	1 107,206
売上総利益	172,220	173,420
販売費及び一般管理費	1、2 174,675	1、2 193,557
営業損失( )	2,455	20,137
営業外収益		
受取利息	1	1
受取協賛金	9,250	6,001
その他	405	2
営業外収益合計	9,657	6,005
営業外費用		
支払利息	4,370	5,122
社債利息	95	106
社債発行費	4,980	-
営業外費用合計	9,446	5,228
経常損失( )	2,243	19,360
特別利益		
補助金収入	-	2,026
貸倒引当金戻入額	80,501	-
特別利益合計	80,501	2,026
特別損失		
関係会社株式評価損	38,998	18,307
貸倒引当金繰入額	-	12,647
関係会社事業損失引当金繰入額	133,606	144,570
特別損失合計	172,605	175,524
税引前当期純損失( )	94,347	192,858
法人税、住民税及び事業税	1,465	3,479
法人税等調整額	9,412	10,656
法人税等合計	7,946	7,177
当期純損失( )	86,400	185,681

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				圧縮積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	760,253	809,263	809,263	512,411	2,450,923	1,938,511	114	369,109	8,600	360,509
当期変動額										
新株の発行	375	375	375					750		750
圧縮積立金の取崩				21,326	21,326	-		-		-
転換社債型新株予約 権付社債の転換	47,753	47,753	47,753					95,506		95,506
当期純損失（ ）					86,400	86,400		86,400		86,400
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									2,915	2,915
当期変動額合計	48,128	48,128	48,128	21,326	65,074	86,400	-	9,855	2,915	12,770
当期末残高	808,381	857,391	857,391	491,085	2,515,998	2,024,912	114	359,253	11,515	347,738

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				圧縮積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	808,381	857,391	857,391	491,085	2,515,998	2,024,912	114	359,253	11,515	347,738
当期変動額										
新株の発行	135,520	135,520	135,520					271,040		271,040
圧縮積立金の取崩				21,326	21,326	-		-		-
転換社債型新株予約 権付社債の転換								-		-
当期純損失（ ）					185,681	185,681		185,681		185,681
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									1,600	1,600
当期変動額合計	135,520	135,520	135,520	21,326	164,354	185,681	-	85,358	1,600	83,758
当期末残高	943,901	992,911	992,911	469,758	2,680,352	2,210,593	114	273,894	9,915	263,979

## 【注記事項】

### (継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において当期純損失86,400千円、当事業年度においても当期純損失185,681千円を計上したことで、当事業年度末で263,979千円の債務超過となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しております。今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社は以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

### (1) 事業について

#### 店舗事業

コストコントロールを効かせたwithコロナの経営スタイルに努めます。

売上面につきましては、販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的見直し等の施策及び予約システム強化で、予約件数を確保し、客数及び客単価の増加に努めます。

また、コスト面につきましては、グループの安心安全のプラットフォームを更に改善し、原価低減を行い、コロナ禍の営業体制下で、効率的なシフト管理を徹底し、人件費を抑制していきます。

加えて、withコロナの店舗運営の体制強化へ向け、QRコードによるオーダーシステムを一部店舗で導入し、店舗の業務効率化だけでなく、非接触型の店舗運営で、顧客満足度の向上にも努めてまいります。

なお、政府・自治体の要請に従い休業や時短営業の要請に伴う協力金等の申請を行っておりますが、時短要請の期間終了後の申請となることに加え、自治体の審査等に時間を要していることもあり、協力金の収益計上まで、タイムラグが発生しております。従いまして、速やかに申請するとともに、弊社側の書類不備等の防止のためのチェック体制等を強化し、自体体の審査手続き等を迅速に進められるようすることで、早期に収益計上できるように努めます。

#### 卸売事業

グループの持つ安心安全のプラットフォームの高付加価値を活かし、国内販売は営業力を強化し、取引先の開拓に努め、取引顧客数と、取扱高を更に強化していきます。

また、アジアを中心とした海外販売に関しましては、巣ごもり需要のニーズの高まりにより、高級スーパーの販売数が伸びており、更に取引高を拡大させるべく、様々な販路拡大に努め、収益力拡大を目指します。

#### その他

沖縄の陸上養殖は、実証実験を続け、量産化に向け、ステップを歩んでおります。

岩手の加工工場の事業につきましては、牡蠣フライなどの加工製造を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗売上減少により、稼働が低迷しておりました。そのため、本加工工場の有効活用を模索していたところ、安定した委託先を探していた総合商社様の要望に合致し、成約に至ることができました。新たに食品加工分野における受託事業を開始することになり、更なる収益力の強化につなげていきます。

また、牡蠣の販売チャネルを拡大させるべく、EC通販サイトを立ち上げた結果、リピーターも着実に増加し、販売量も拡大しております。今後もSNSなどを通じたマーケティングを強化し、収益拡大に努めてまいります。

### (2) 財務基盤の安定化

当事業年度において、新株予約権の行使により、269,440千円の資金調達を実施致しました。また、2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、新株予約権が2,630個行使された結果、221,446千円の資金調達をしております。今後は、営業損益の改善に努めるとともに、債務超過を解消するため、投資家や事業会社と協議を進めてまいります。

しかし、これらの対応策の効果の発現については、関係先との明確な合意を要する事案もあり、すべてを確定するに十分な状況には至っておりません。また、資金繰りの計画に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響が、2022年3月期まで続くものと仮定し、さらに加工工場については取引先と合意した条件をもとに算出した海産物の取引数量を前提に、保守的かつ最善に見積りを実施しております。この前提と異なる状況となった場合には、当社グループの資金繰りに重大な支障をきたす可能性があります。

従いまして、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38年
機械及び装置	15年
工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (貸借対照表関係)

## 保証債務

以下の債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

## 金融機関からの借入金に対する債務保証

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社海洋深層水かきセンター	5,494千円	株式会社海洋深層水かきセンター	2,890千円
計	5,494千円	計	2,890千円

## リース・割賦取引に対する債務保証

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社ヒューマンウェブ	1,741千円	株式会社ヒューマンウェブ	千円
株式会社ジーオー・ストア	2,310千円	株式会社ジーオー・ストア	千円
計	4,051千円	計	千円

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		千円	千円
営業取引による収入	412,792		280,507
営業取引による支出	111		2,960

## 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	19,200千円		19,300千円
給料及び手当	27,214		25,702
株主優待引当金繰入額	5,213		10,227
支払手数料	29,735		42,383
顧問料	18,576		22,960
賃借料	15,770		18,641
減価償却費	2,673		2,672
おおよその割合			
販売費	9.5%		8.0%
一般管理費	90.5%		92.0%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	133,541千円	115,233千円
関連会社株式		
計	133,541千円	115,233千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
株主優待引当金	7,004千円	10,136千円
資産除去債務	8,430千円	8,508千円
減損損失	264,458千円	253,262千円
子会社株式評価損	65,054千円	70,660千円
貸倒引当金	45,675千円	49,548千円
関係会社事業損失引当金	352,046千円	396,313千円
税務上の繰越欠損金	155,937千円	154,468千円
その他	5,178千円	5,178千円
繰延税金資産小計	903,786千円	948,076千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	155,937千円	154,468千円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	747,848千円	793,608千円
評価性引当額小計	903,786千円	948,076千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	790千円	千円
圧縮積立金	217,187千円	207,322千円
繰延税金負債合計	217,978千円	207,322千円
繰延税金資産又は負債( )の純額	217,978千円	207,322千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(第8回新株予約権の行使による増資)

2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、第8回新株予約権のすべてが権利行使されております。  
当該新株予約権の権利行使の概要は次の通りです。

(1)発行した株式の種類及び株式数	普通株式 263,000株
(2)行使新株予約権個数	2,630個
(3)行使価額総額	221,446千円
(4)増加した資本金の額	111,380千円
(5)増加した資本剰余金の額	111,380千円



## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産	建物	14,707			708	13,998	55,502
	機械及び装置						21,260
	工具、器具及 び備品						1,183
	土地	1,097				1,097	
	その他						2,000
	計	15,804			708	15,096	79,947
無形固定資産	ソフトウェア	1,912			1,912		10,842
	計	1,912			1,912		10,842

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	149,169	12,647		161,816
株主優待引当金	22,876	33,104	22,876	33,104
関係会社事業損失引当金	1,149,726	144,570		1,294,296

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.oysterbar.co.jp/">http://www.oysterbar.co.jp/</a>
株主に対する特典	(注) 2

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 当社は株主優待制度として、株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上を保有する株主に以下のとおり株主優待を実施しております。

(1) 対象となる株主様

毎年9月末日、3月末日の株主名簿に記載又は記録された当社株式1単元(100株)以上所有する株主様を対象といたします。

(2) 優待の内容

当社グループの直営店舗にてお使いいただける株主様向けオイスター・ピース・クラブ(OPC)のポイント進呈またはポイント相当額の当社厳選の牡蠣商品(牡蠣フライ、大槌牡蠣ノ星ビール等)を進呈いたします。

所有株式数(基準日現在の保有株式数)	優待内容
100株以上	オイスター・ピース・クラブ(OPC)2,500ポイント(2,500円分)またはオイスター・スタウト(4本)
300株以上	オイスター・ピース・クラブ(OPC)7,500ポイント(7,500円分)またはポイント相当額の牡蠣商品
500株以上	オイスター・ピース・クラブ(OPC)12,500ポイント(12,500円分)またはポイント相当額の牡蠣商品
1,000株以上	オイスター・ピース・クラブ(OPC)26,000ポイント(26,000円分)またはポイント相当額の牡蠣商品

ポイントの有効期間は、発行日より1年間となります。

1ポイントで1円相当となります。

上記のほか、3年以上継続して1,000株以上所有の株主様は、当社グループで生産あるいは当社厳選の産地で株主様向けに生産した牡蠣を進呈いたします。

所有期間	優待内容
3年以上	9月末 海洋深層水で浄化した真牡蠣 30個(15,000円相当) OPCカード 15,000ポイント 牡蠣加工商品詰め合わせ(15,000円相当) 上記のいずれか1つ 3月末 海洋深層水で浄化した岩牡蠣 20個(15,000円相当) OPCカード 15,000ポイント 牡蠣加工商品詰め合わせ(15,000円相当) 上記のいずれか1つ

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月29日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月29日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第21期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第21期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第21期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月12日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号(当社と連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2020年11月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2021年3月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

2021年3月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2021年5月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士の異動)の規定に基づく臨時報告書

2021年5月26日関東財務局長に提出

#### (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2020年5月15日関東財務局長に提出

事業年度 第17期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第18期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第19期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第20期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

( 6 ) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第19期 第1 四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第19期 第2 四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第19期 第3 四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第20期 第1 四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第20期 第2 四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第20期 第3 四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第21期 第1 四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第21期 第2 四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

事業年度 第21期 第3 四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)の四半期報告書に係る訂正報告書  
及びその確認書 2021年5月7日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

株式会社ゼネラル・オイスター  
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎 英城
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸 宏明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネラル・オイスターの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスター及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失359,215千円、経常損失367,145千円、親会社株主に帰属する当期純損失641,485千円を計上したことで、当連結会計年度末で116,193千円の債務超過となっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しており、今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、第8回新株予約権のすべてが権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表「連結損益計算書に記載の通り、当連結会計年度において2,338,795千円の売上高を計上しており、その内店舗事業より発生する売上高が92%を占めている。</p> <p>店舗事業は東京を中心とした首都圏の百貨店や商業施設を軸に「ガンボ&amp;オイスターバー」をはじめとする複数のブランドによる飲食店舗の運営を行う事業であり、複数産地の生牡蠣を盛り合わせた「オイスタープレート」をメインとして提供する事業形態である。提供された料理・飲料に係る代金が当事業の売上高として連結財務諸表に計上される。</p> <p>当該事業における売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言に起因した時短営業又は休業により、大きな影響を受ける特性を有している。</p> <p>現下の経営環境における売上高の認識には、その実在性について潜在的なリスクが存在していることから、当監査法人は、当該事業の売上高の実在性の検討が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の1つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、主として以下の監査手続を実施することにより、売上高の認識の実在性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 売上高の実在性の検証 ・売上高計上プロセスの理解及び各種データを利用した分析的手続等により、虚偽表示リスクの高い取引種類や形態等を識別した。 ・売上取引をサンプル抽出し、入金証憑等の関連証憑と照合した。 ・期末時点の売掛金を対象に、金額的な重要性等に基づき抽出したサンプルについて残高確認手続及び差異分析を実施した。 ・期末日後の売上取り消し取引の有無を確認した。 ・売上高の計上に係る仕訳入力及び修正の適切性を検証した。</p>

岩手県の加工工場の固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「【注記事項】(連結損益計算書関係) 4 減損損失」に記載のとおり、岩手県の加工工場に関する建物及び付属設備312,654千円及び機械装置96,667千円の減損損失が計上されている。</p> <p>これらの固定資産は定期的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>上記の【注記事項】に記載のとおり、加工工場は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、稼働を大幅に抑制しており、事業計画と実際の業績が大きく乖離した状況となっている。このため、経営環境の著しい悪化が認められることから、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定が行われている。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した加工工場に関する事業計画を基礎として行われるが、新たな受託事業に基づく収益力の増加等を前提としていることから、その予測には高い不確実性が伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、岩手県の加工工場の固定資産の減損の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の1つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、岩手県の加工工場の固定資産に関する減損会計の適用の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産に関する経理部門が実施する減損の兆候判断に関わる内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候判断の妥当性の評価 ・加工工場について回収可能価額を著しく低下させる使用方法等の変更があったか否かの判断にあたって、当年度と過年度の稼働状況を比較するとともに、当年度の稼働状況について関連資料と突合した。</p> <p>(3) 減損の認識・測定 ・新たな受託事業について、受託先の総合商社からの受託事業に関する計画の入手及び受託事業計画の実行可能性についての質問と回答結果を検討した。 ・当期の事業計画の達成状況と差異原因の検討及び翌期以降の計画値について、関連資料との突合を実施した。 ・割引率について、利用可能なデータを用いて当監査法人が計算した結果と比較した。</p>



店舗事業の固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「【注記事項】（連結損益計算書関係） 4 減損損失」に記載のとおり、一部撤退の意思決定を行った店舗に関する工具器具備品1,204千円の減損損失が計上されている。</p> <p>これらの固定資産は定期的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>店舗事業は新型コロナウイルス感染症拡大による政府の緊急事態宣言の発令に伴い、時短営業又は休業を適宜実施しており、事業計画と実際の業績が大きく乖離した状況となっている。このため、経営環境の著しい悪化が認められることから、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定が行われている。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した店舗に関する事業計画を基礎として行われるが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により大きく影響を受ける可能性があることから、その予測には高い不確実性が伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗の固定資産の減損の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の1つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗事業の固定資産に関する減損会計の適用の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産に関する経理部門が実施する減損の兆候判断に関わる内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候判断の妥当性の評価 ・店舗事業の営業損益が継続してマイナスとなるか否かの判断の基礎となる店舗別損益について、業績推移分析、作成基礎資料との突合及び共通費の按分計算の検討を踏まえ、その正確性を検討した。 また、兆候判定において考慮されている翌期予算について、過年度における予算と実績の比較、過去実績からの趨勢分析等を行い、見積りの妥当性を検討した。 ・店舗の閉鎖等の計画を把握するため、経営者等への質問を実施するとともに、各会議体議事録及び関連資料を閲覧し、減損の兆候判断に関わる網羅性・適時性を検討した。</p> <p>(3) 減損の認識・測定 ・将来キャッシュ・フローの見積りについて、当年度における予算と実績の比較、過去実績からの趨勢分析等を実施し、見積りの妥当性を検討した。 ・割引率について、利用可能なデータを用いて当監査法人が計算した結果と比較した。</p>

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を

入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゼネラル・オイスターの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ゼネラル・オイスターが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

##### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

株式会社ゼネラル・オイスター  
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎 英城
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸 宏明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼネラル・オイスターの2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスターの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において当期純損失86,400千円を計上し、当事業年度においても当期純損失185,681千円を計上したことから、当事業年度末で263,979千円の債務超過となっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大のための政府の緊急事態宣言が断続的に発令され、時短営業又は休業を適宜実施しており、今後、時短営業の継続による景況などにより、資金繰りにも影響が出てくる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年4月1日から2021年6月23日までの間に、第8回新株予約権のすべてが権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上の実効性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、主にグループ各社に対する経営指導及び岩手県の加工工場運営を行っている。</p> <p>このなかでも、加工工場による牡蠣の販売は会社の売上高に占める割合が低いものの、岩手県の加工工場で仕入れ、加工した牡蠣等の食材は、株式会社ヒューマンウェブが運営する店舗にて提供されることから、その管理が重要となっている。</p> <p>当該売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言に起因した時短営業又は休業により、大きな影響を受ける特性を有している。</p> <p>現下の経営環境における売上高の認識には、その実在性について潜在的なリスクが存在していることから、当監査法人は、当該売上高の実在性の検討が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、主として以下の監査手続を実施することにより、売上高の認識の実在性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 売上高の実在性の検証 ・売上取引をサンプル抽出し、配送伝票等の関連証拠と照合した。 ・期末日後の売上取り消し取引の有無を確認した。 ・売上高の計上に係る仕訳入力及び修正の適切性を検証した。</p>

## 財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されてい

る場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。